

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第33条第2項及び第7項の規定に基づき、当社の指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件（当社の指定電気通信設備に当社の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこととします。）についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の指定電気通信設備との接続を行います。

2 前項の規定のほか、当社は、当社の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、当社の指定電気通信設備と一体となって1の接続機能を提供するための非指定電気通信設備について、指定電気通信設備に含め、その接続料及び接続の条件をこの約款に定めます。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当社は、この約款により難い特別の事情があるときは、事業法第33条第10項の規定に基づく協定を締結し、当社の指定電気通信設備との接続を行うことがあります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、接続料及び接続の条件並びに接続を円滑に行うための条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 指定電気通信設備	事業法第33条第1項により指定された電気通信設備（同条第2項で第1種指定電気通信設備と定義された電気通信設備をいいます。）
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 相互接続点	当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
5 相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信又は音声ガイダンス送受信用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの
6 他社相互接続通信	相互接続点と協定事業者の利用者の端末設備との間の通信又は相互接続点相互間の通信であって、協定事業者の電気通信設備を経由するもの
7 接続対象地域	相互接続通信を行うことができる地域
8 事務取扱所	相互接続に関する業務を行う当社の本社又は事業所
9 登録電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者
10 届出電気通信事業者	事業法第16条第1項の届出を行った者
11 電気通信事業者	登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者
12 中継事業者	相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
13 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者
14 端末系事業者	利用者の使用する端末設備に接続する固定端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第14条第1号イに規定するものをいいます。以下同じとします。）等の電気通信設備に係る国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
15~18 削除	

19 端末回線線端接続事業者	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する接続箇所において接続する電気通信事業者
20 削除	_____
21 衛星系事業者	国際電気通信連合条約に基づく国際公衆電気通信番号計画に係る勧告に準拠する電気通信番号を用いて通信衛星を利用して国際及び国内において移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者
22 国際系事業者	国際電気通信サービスを提供する電気通信事業者
23 個別契約事業者	契約者と書面等により個別に他社相互接続通信に係る契約をしている協定事業者
24 みなし契約事業者	当社の電話サービス契約約款第89条第1項、総合デジタル通信サービス契約約款第67条第1項、音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者
25 協定事業者	当社と協定を締結している電気通信事業者
26 特定端末系事業者	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する西東日本電信電話会社
27 特定中継事業者	日本電信電話株式会社等に関する法律（平成9年法律第98号）附則第2条第2項に規定する会社
28 特定協定事業者	特定端末系事業者及び特定中継事業者
29 接続申込者	当社の指定電気通信設備との接続の申込みを行う電気通信事業者（協定事業者及び協定の締結時に電気通信事業者となる見込みがある者を含みます。）
30 電話サービス	当社の電話サービス契約約款（以下「電話サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれらと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）のみを使用して行う電気通信サービス
30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限り、）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス
31 総合デジタル通信サービス	当社の総合デジタル通信サービス契約約款（以下「総合デジタル通信サービス契約約款」といいます。）に基づいて符号、音響又は映像の伝送交換を行う電気通信サービス
32 専用サービス	当社の専用サービス契約約款（以下「専用サービス契約約款」といいます。）に基づく契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線（電話網等に係る加入者交換設備に收容されるものを除きます。）を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス
33 削除	_____
34 契約約款	当社又は他事業者が各々の利用者に対し提供する電気通信サービスの提供条件を規定する約款及び料金表
35 契約約款等	契約約款又は当社若しくは他事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
36 契約者	当社又は他事業者と当社又は他事業者の契約約款等に基づき契約を締結している者
37 利用者	当社又は他事業者が提供する電気通信サービスを利用する者
38 利用者料金	利用者に提供される電気通信サービスに対して利用者が支払うべき料金
39 役務区間合算料	相互接続通信及び他社相互接続通信において、役務提供区間にかかわら

金	ず、当社又は協定事業者のうち特定の1の事業者が異なる電気通信事業者の役務提供区間を合わせて設定する利用者料金（通信料又は専用料に限りません。）
40 役務区間単位料金	相互接続通信及び他社相互接続通信において、当社又は協定事業者が自己の役務提供区間ごとにそれぞれ設定する利用者料金
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号
42 単位料金区域	電話サービス契約約款に定める、通話料の算定の基礎となる通話地域間距離を測定するための単位となる区域
43 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
44 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置している電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって端末設備以外のもの
45 端末回線	次に掲げる電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）と当社の電気通信設備との間の電気通信回線 ア 端末設備 イ 自営電気通信設備 ウ 端末設備又は自営電気通信設備が設置される電気通信回線の終端に相当する箇所において接続される他事業者の電気通信設備
45-2 削除	_____
45-3 き線点	当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域（以下「メタル配線区域」といいます。）における配線の起点となるもの
46 契約者回線	当社の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に基づいて契約者が指定する場所と当社との間に設置される電気通信回線
47 他社契約者回線	協定事業者の音声伝送役務に係る契約約款等に基づいて契約者が指定する場所（移動無線装置を含みます。）と協定事業者との間に設置される電気通信回線
48 交換設備	多数の端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備
49 加入者交換機	電話サービス又は総合デジタル通信サービスにおいて契約者回線又は端末回線（この欄において、契約者回線及び専用回線に該当するものを除きます。）を収容する当社が指定する交換設備
50 削除	_____
51 専用回線ノード装置	専用回線の編集、方路設定又は監視・制御機能を有する当社が指定する装置
52 中継交換機	電話サービス又は総合デジタル通信サービスの中継交換を行う当社が指定する交換設備
53 削除	_____
54 信号用中継交換機	電気通信サービスの制御を行うための信号（以下「信号」といいます。）の交換を行う当社が指定する交換設備
55 伝送路設備	電気信号又は光信号を伝送する電気通信設備
56 削除	_____
57 中継伝送路設備	専用回線ノード装置相互間の伝送路設備又は専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の

	伝送路設備
58～66 削除	
67 通信用建物	通信の用に供するための当社及び当社が別に定める当社以外の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
68 電柱	架空電線を支持する通信設備
69 マンホール	地中電線の工事又は保守等を行うための通信土木設備
70 管路	地中電線を收容又は保護するために地下に埋設され、マンホール等の間を結ぶ通信土木設備（とう道となるものを除きます。）
70-2 ハーフダクト方式	1条の管路内にケーブル保護用可とう管を2条敷設し各々のケーブル保護用可とう管に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを收容することを可能とする方式又は既に1条のケーブルが收容されている管路内にケーブル保護用可とう管を新たに敷設しその中に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを收容する方式
71 とう道	地中電線を收容するための通信土木設備であって、トンネルの形状を有するもの
72 DSL装置	非対称加入者線伝送方式又は対称加入者線伝送方式を利用する電気通信（以下「DSL」といいます。）を提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する装置
73 DSL回線	DSLを提供する当社の端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの（回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線からの信号の漏えい又は端末回線の終端に接続される装置の態様等により、その端末回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。）
74 DSLサービス	当社又は協定事業者の契約約款等に定めるDSLのサービス
74-2 音声帯域回線收容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を收容する当社が指定する配分架が設置されている通信用建物に協定事業者が設置するもの
74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線收容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含まず。）
75 電話重畳	電話サービスの信号とDSLサービスの信号を同一の端末回線により送受信する形態
75-2 直収電話重畳	アナログ電話サービスの信号とDSLサービスの信号を同一の端末回線により送受信する形態
76 宅内スプリッタ	電話重畳において信号を多重又は分離するためにDSL回線と接続する装置であって、利用者宅内に設置する装置（端末設備及び自営電気通信設備を除きます。）
77 局内スプリッタ	電話重畳において信号を多重又は分離するためのDSL回線を收容する装置
78 回線終端装置	端末回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備及び宅内スプリッタを除きます。）
79 回線收容替え	当社又は協定事業者の契約約款等に定めるサービスに利用する端末回線を他の端末回線に変更すること
80 ブリッジタップはずし	DSL回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすること
81 回線調整	回線收容替え又はブリッジタップはずしを行うこと

82	カッド	1対の端末回線を2対より合わせたもの
83	スペクトル適合性	メタリック加入者線伝送システム（以下「伝送システム」といいます。）のスペクトル管理（電話ケーブル内の電気通信回線間の相互干渉が発生する可能性を最小化し、周波数スペクトルを有効に利用することをいいます。）によって、同一ケーブル内で二つ以上の伝送システムが互いに満足できる伝送特性を維持しながら共存できること
84	信号の漏えいによる影響	同一カッド内における一方の端末回線からの信号の漏れにより、DSL回線においては伝送速度が著しく低下若しくは通信が全くできない状態又はDSL回線以外の端末回線においては符号誤りが大きく発生する状態
85	第1群	ケーブル内の収容又は換算線路長（技術的条件集に規定する換算線路長をいいます。以下同じとします。）に係る利用制限が設けられていない伝送システムとして技術的条件集に定めるもの
86	第2群	ケーブル内の収容又は換算線路長に係る利用制限が設けられている伝送システムとして技術的条件集に定めるもの
86-2	申込者情報確認結果	協定事業者が1の当社の契約者回線番号等ごとに指定した申込者（第99条の13（申込者情報確認結果の提供）第1項第1号又は第2号に規定する申込み等を当社に行う者をいいます。）の氏名又は名称と当社が管理する契約者（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に限ります。）の氏名又は名称が一致又は不一致した事実の確認をした結果
87	番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後（以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。）において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
87-2	固定番号ポータビリティ	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第1号に規定する電気通信番号を使用する固定電話サービスに係る番号ポータビリティ
88	着信課金番号ポータビリティ	番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス（以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。）に係る番号ポータビリティ
89	削除	_____
89-2	移動体番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ
90	光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限りません。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの
90-2	特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限りません。）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を

	除いた場所を利用区間の終点とするもの
91 光信号主端末回線	光信号端末回線の一部であって、光局外スプリッタに終端する電気通信回線（1以上の光信号分岐端末回線と組み合わせて利用するものに限りません。）
92 光信号分岐端末回線	光信号端末回線の一部であって、光信号主端末回線を除く電気通信回線（光信号主端末回線と組み合わせて利用するものに限りません。）
93 光配線区域	光信号分岐端末回線を同一の光局外スプリッタに收容することが可能な範囲として当社が別に定める区域
94 光信号中継回線	通信用建物等間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2 一般光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないもの
94-3 特別光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間の両端において当社の波長分割多重装置を対向して設置するもの
94-4 波長分割多重装置	光信号の分割又は多重を行う当社の伝送装置
95 光信号局内伝送路	当社の光主配線盤間若しくは当社の光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間又は当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との間に設置される光信号の伝送に係る伝送路設備であって、同一の通信用建物内又は同一敷地内にある別の通信用建物等間に終始するもの（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限りません。）
96 光回線設備	光信号端末回線又は光信号中継回線
97 收容局ルータ	インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を收容し事業者ごとの振り分け機能を有しないもの
97-2 一般收容局ルータ	收容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能又はベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有するもの
97-3 削除	_____
98 中継局ルータ	インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、收容局ルータと対向するもの
98-2 一般中継局ルータ	中継局ルータであって、一般收容局ルータと対向するもの
98-3 削除	_____
99 IP通信網	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備（收容局ルータ、中継局ルータ、その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備に限ります。）
99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域（イ欄に規定する都道府県については以下「東日本」、ウ欄に規定する府県については以下「西日本」といいます。）をまたがるもの
99-3 中間配線盤	当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの
99-4 IP電話	当社及び他事業者がインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務
100~101 削除	_____
100 102 番号情報デ	電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を收容するために特定端

データベース	末系事業者当社が設置するデータベース設備及びその付属設備
102-2 番号情報データベース登録事業者	番号情報データベースにその契約者の番号情報を登録する協定事業者
102-3 番号情報データベース利用事業者	番号情報データベースに収容された番号情報を利用する協定事業者
101 103 SIPサーバ	IPアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいいます。以下同じとします。)の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備
102 104 イーサネットスイッチ	イーサネットフレームにより符号の交換を行う当社が指定する電気通信設備(同等の機能を有するルータを含みます。)
103 105 LAN型通信網	イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(イーサネットスイッチ、当該スイッチに係る伝送路設備及びこれらの附属設備に限ります。)
104 106 音声利用IP通信網サービス	当社の音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「音声利用IP通信網サービス契約約款」といいます。)又は当社の特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款」といいます。)に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
105 107 PPPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式
106 108 IPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式
107 109 テープ	4芯又は8芯単位で光ファイバを並列に配置し一体化したもの
108 110 IP通信網サービス	当社のIP通信網サービス契約約款(以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。)に基づき、IP通信網を使用して行う電気通信サービス
109 111 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
110 112 最優先クラス	IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの
111 113 高優先クラス	IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)
112 114 優先クラス	IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)
113 115 ベストエフォートクラス	IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス
114 116 ENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有する設備
115 117 ワイヤレス固定電話用設備	通話の用に供する電気通信設備であって、伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるもの
115-2 117-2 ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する電話の役務
116 118 光IP電話	当社および他事業者が提供する電気通信事業法施行規則第14条第3号に定める「光電話役務」に該当する電話の役務

117 119 電話	メタル I P メタル回線収容装置を用いて提供する電話の役務
---------------	-----------------------------------

(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)

第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第7欄、光回線設備に係る拠点間通信機能、特別光信号中継伝送機能に係る付加機能及び端末回線伝送機能設置手続きに係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態 1 に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。

2 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であって、その端末回線線端接続事業者から当該接続に係る相互接続点の移転、利用の一時中断、利用休止及び協定上の地位のうち当該接続に係る部分の他の協定事業者への譲渡の請求があったときは、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款の規定に準じて取り扱います。

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するとき（保安器を同時に設置するときを除きます。）は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子
(1)-2 MDF	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間に設置されるMDF（端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子
(1)-3 加入者光主配線盤	通信用建物に設置される加入者光主配線盤（光信号端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は加入者光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(1)-4 削除	_____
(2) 端末回線を収容する伝送装置	端末回線を収容する伝送装置（伝送速度の制御が可能なものに限ります。）と他事業者の設置する交換設備若しくはその付属設備との間の当社配分架の他事業者側端子若しくはコネクタ、当該伝送装置の他事業者側端子又は端末回線を収容する伝送装置と他事

	業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(2) - 2 ~ (4) 削除	_____
(4) - 2 一般中継光主配線盤	一般中継光主配線盤（一般光信号中継回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は一般中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4) - 3 特別中継光主配線盤	特別中継光主配線盤（分波光変換装置（特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。）に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	専用回線ノード装置の当社配分架の他事業者側コネクタ、専用回線ノード装置と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ、専用回線ノード装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は専用回線ノード装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5) - 2 削除	_____
(5) - 3 中継局イーサネットスイッチ	中継局イーサネットスイッチにおけるLAN型通信網間接続装置（LAN型通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。）に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(6) 削除	_____
(7) ISP接続用ルータ	関門系ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備と中継局ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される中継局ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限り、）をいいます。以下同じとします。）のうちISP接続用ルータ（中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。）におけるIP通信網終端装置（IP通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。）の他事業者側ポート（IP通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する1の単位をいいます。以下同じとします。）又は当該IP通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ（ISP接続用ルータを除きます。）におけるIP通信網間接続装置（IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。）の他事業者側ポート又はIP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

(7) - 3 削除	
(8) 収容局ルータ	収容局ルータにおけるIP通信網収容装置（IP通信網の契約者を収容するために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。）の他事業者側ポート（IP通信網終端装置又はIP通信網間接続装置と対向しない側のポートをいいます。）又は当該IP通信網収容装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

2 前項の規定にかかわらず、技術的条件集第3条第5項に規定する場合は、前項に規定する以外の箇所²に当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続箇所を定めます。

第2節 相互接続点

（相互接続点を設置する目的）

第6条 当社及び接続申込者は、当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。

（相互接続点の設置場所）

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。

ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項又は第10条の6（相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

（相互接続点の設置範囲）

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所に相互接続点を設置するときは、通信用建物ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第8欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

(1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき

その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。

(2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき

その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

第3節 接続対象地域

（当社の接続対象地域）

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄において光信号伝送装置（光信号主端末回線を収容する伝送装置であって、複数の光信号主端末回線収容装置（光信号主端末回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。）を設置できるものをいいます。以下同じとします。）若しくは光信号電気信号変換装置（当社の光信号主端末回線を収容する伝送装置（通信用建物に設置するものに限り、）であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。）と接続する場合、第5条第1項の表中第1-3欄において光信号主端末回線と接続する場合又はIP通信網と接続する場合は、当社が別に定める地域（インターネットを通じて閲覧できるようにします。）とします。）とします。

第4節 接続により提供する機能

（接続により提供する機能）

第 10 条 当社は、接続により別表 1（接続により提供する機能）の 1-1（1-2 以外の接続機能）に掲げる接続機能を提供します。

2 当社は、当社の契約者に対し電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款、音声利用 IP 通信網サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表 1 の 1-2（付加機能接続機能）に掲げる機能に接続する機能を提供します。

第 2 章の 2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き （事前照会）

第 10 条の 2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表 3（様式）様式第 1 の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等又は光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第 6 節の 2 並びに別表 3 において同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

- (1) 通信用建物等において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点に基づき通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」（指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。））を設置することが可能な場所の位置及び寸法（図面で提供します。）
- (2) 前号の場所において接続申込者が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備（以下「周辺設備等」といいます。）に係る情報（電力設備については電力容量及び電源種別を、空気調整設備についてはその容量を、二重床についてはその有無をいいます。）
- (3) 第 1 号の通信用建物において接続に必要な装置等を設置するために利用することができる MDF の位置（図面で提供します。）、MDF の全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤（加入者光主配線盤及び中継光主配線盤をいいます。以下同じとします。）の位置（図面で提供します。）、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数
- (4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、通信用建物等に相互接続点を設置することの可否
- (5) 接続申込者が指定する区間に係る光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数
- (6) 接続申込者が指定する区間に係る光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所的位置
- (7) 接続申込者が指定した光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否
- (8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、以下、第 34 条の 4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 11 項から第 13 項及び第 34 条の 12（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算）において同じとします。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第 34 条の 4、第 99 条の 6 及び第 99 条の 7 において同じとします。）の提供可能時期（接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整（光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。）が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。）及び伝送損失（計算による値となります。）
- (9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る一般光信号中継回線の提供可能時期（第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項に規定する提供可能時期とします。）
- (10) 接続申込者が指定した利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期に係る特別光信号中継回線の提供可能時期
- (11) その他別表 3 様式第 3 の相互接続点調査及び設置申込書、別表 3 様式第 7-2 の線路設備

調査及び接続申込書又は別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書に記載する必要がある事項に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間（前項第4号に係るものにあつては、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。）以内に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の光屋内配線を含みます。）の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間（第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。）を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

（相互接続点の調査及び設置申込み）

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であつて、通信用建物等に相互接続点を設置しようとするとき（第10条の13（電柱添架の申込み）第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。）は、当社に対し、別表3（様式）様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み（相互接続点の設置を予定する通信用建物等の指定を含みます。）及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 前項の場合において、その相互接続点を設置しようとする箇所が第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、当社は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。

3 当社は、第1項に規定する相互接続点の調査の申込みがあつたときは、その通信用建物等について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を第1項に規定する相互接続点調査及び設置申込書に添付することを要します。

4 前項の場合において、接続申込者が設置しようとする装置等が前条第2項第1号の定義に照らし接続に必要な装置等ではないと当社が判断したときは、当社は、前項の検討に先立って、その接続申込者に協議を申し入れることがあります。協議の結果、その装置等が接続に必要な装置等でないことが明らかとなったときは、当社は、第1項に規定する申込みを承諾しないことがあります。この場合において、当社は、書面により接続に必要な装置等ではないという理由を通知します。

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物となるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修（増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。）の検討が必要でないことが明らかなきは第1項に規定する申込みの到達した日（以下この項において「到達日」といいます。）から2週間以内、その検討の対象が通信用建物となるときであつて接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答（接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しな

いものとしします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとしします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

- (1) その通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所(スペース、MDF端子、受電電力容量(受電設備に係る電力容量をいいます。以下同じとします。))及び発電電力容量(発電設備に係る電力容量をいいます。以下同じとします。))に係るもの(以下、スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量を「空き場所管理項目」といいます。)をいい、現に当社の電気通信役務の提供又は他事業者の電気通信設備との相互接続の用に供されておらず、かつ、その計画がない当社の電気通信設備を撤去するものとしたときに生ずるものを含みます。なお、受電電力容量及び発電電力容量にあっては、第1項に規定する申込みの到達した日から6ヶ月以内に当社の受発電設備の更改計画(第1項に規定する請求が到達した日までに策定されたものに限ります。)に基づき利用可能となることが見込まれるものを含みます。以下同じとします。)がないこと。
 - (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、当社又はその接続申込者以外の事業者が設置する電気通信設備に電磁波による支障を与えるおそれがあること。
 - (4) 通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する通信用建物等に関し、電力会社(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。
 - (6) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、消防法その他の法令に違反し、又は違反するおそれがあること。
 - (7) 発火、発煙又は落下その他の危険な事象(以下「発火、発煙又は落下等」といいます。)が発生するおそれがあること。
 - (8) 接続申込者が設置する電源設備のうち整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していないこと。
 - (9) その他当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあること。
- 6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。))、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあっては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。))、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとしします。この場合において、当社は、通信用建物等に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の

各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物において接続申込者が保留している空き場所のうち、接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手していない空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2) 当該通信用建物における接続申込者のMDF端子利用率（接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。）が0.5に満たないとき

7 前2項の場合において、その通信用建物等に相互接続点を設置することができないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

8 通信用建物に当社のDSL装置又は局内スプリッタを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物等に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要するものとし、その通信用建物に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、「他事業者ラック」といいます。）を現に設置しているときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができないと判断した理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量に係るものとします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1) 他事業者ラックが新たに設置できるとき

(2) 他事業者ラックが現に設置されているときであって、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置できるとき

(3) 当社ラックにおいてその接続に必要な装置等を設置できるスペースが確保できないこと

(4) 接続に必要な装置等をその当社ラックに設置することにより、当社ラックの強度不足若しくは損壊等、当社ラックの機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること又は当社ラックに設置するその他の装置の損壊等、その他の装置の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(5) 第5項第3号から第9号に規定する条件のいずれかに該当すること

12 第4項及び第7項の規定は、第9項の場合に準用します。

（相互接続点の設置）

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3 接続申込者は、第1項に規定する工事（前項の規定により工事の着手を延伸する場合を含みます。以下この条において同じとします。）に着手した日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）にその工事を完了することを要します。

ただし、接続申込者が、当社に対し、工事を完了するまでの期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。当社がその延長を認めた場合において、接続申込者が、第1項に規定する工事に着手した後に、当社に対し、工事を完了するまでの期間が6ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月を超えて延長することを認めるものとします。

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

5 第1項に規定する工事の期間が3ヶ月を超える場合であって、当社が必要と認めるときは、当社は、接続申込者に当該工事の内容等について協議を申し入れることがあります。

6 通信用建物に当社のDSL装置又は局内スプリッタを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）

第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りをを行う通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

3 当社は、特別の事情がない限り、前項の通知がなされた日から2営業日以内に別表3（様式）様式第7の書面により前項の承諾（承諾を行わない場合は、書面によるその理由の通知）を行います。

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合又は同条第12項により同条第7項の規定を準用し通知をした場合に準用します。

（相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い）

第10条の6 当社は、接続申込者から通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

- (1) 当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の切分けが明確となる方法により接続がなされること。
- (2) 相互接続点は、第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に設置されること。
- (3) その他当社の業務遂行上著しい支障がないこと。

2 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（相互接続点を設置する場所の確保）

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合又は前条の規定により通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

（準用）

第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6（相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

第2章の3 削除

第10条の9～第10条の12まで 削除

（電柱添架の申込み）

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架（電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は通信用建物等に相互接続点を設置する場合に通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することをいいます。以下同じとします。）を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 当社は、前項に規定する申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、特別の事情がない限り、前項に規定する申込みの到達した日から1ヶ月以内に電柱添架が可能である旨の回答を行い、その回答をもって前項に規定する電柱添架の申込みの承諾とします。

当社は、電柱添架が可能である旨の回答を行った場合には、その回答内容に従って、電柱添架を実施するための場所を保留します。

- (1) 電柱添架を実施するための場所がないこと。
- (2) 当社の電柱の更改計画又は移転計画等に支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 電柱添架に関する基本契約又は個別契約の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。
- (4) 電柱添架を実施することにより、法令等に違反し、又は違反するおそれがあること。
- (5) 電柱添架に必要な道路占用許可等を取得できない、又は取得できないおそれがあること。
- (6) 電柱添架を実施することにより、発火、発煙又は落下等が生じるおそれがあること。
- (7) その他当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあること。

3 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に、当社と電柱添架に関する個別契約を締結することを要します。接続申込者が前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内に電柱添架に関する個別契約を締結しないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、電柱添架を実施するための場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する電柱添架の申込みを撤回したものとみなします。

4 接続申込者は、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。以下この項において同じとします。）に電柱添架に係る工事に着手することを要します。この場合において、接続申込者が前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に電柱添架に係る工事に着手しないときは、当社は、その電柱添架に関する個別契約を解除するものとします。

ただし、接続申込者が、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に、理由を付した書面により、当社に対し、その工事に着手するまでの期間を延長したい旨を申し出た場合には、その延長理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、延長することを認めることとします。

5 第2項の場合において、電柱添架を実施することができないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

この場合において、第2項第2号に該当するものの、その他の号には該当しないと当社が判断した場合であって、接続申込者が電柱添架を希望する日から当社の電柱の更改又は移転等を予定している事業年度（4月から翌年3月までとします。以下同じとします。）の開始日までの期間が1年を超えるときは、当社は、その期間に限定した第1項に規定する電柱添架の申込みを行った場合は、電柱添架が可能である旨の回答を行うことを併せて通知します。

6 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項、第3項及び第4項の規定は、接続申込者が電柱添架の申込みを行う場合に準用します。

（電柱添架に係る立会い）

第10条の14 前条第4項に規定する電柱添架に関する個別契約を当社と締結した接続申込者から、電柱添架に係る工事又は保守を行う場合の立会いの申込みがあったときは、当社は、当社の業務遂行上支障がある場合を除き、その申込みを承諾し、当社が指定する立会者が立ち会うものとします。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

（事前調査の申込み）

第11条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備（ソフトウェアを含みます。以下この章（第2節を除きます。）において同じとします。）の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討（以下「事前調査」といいます。）を行います。この場合において、接続申込者がIPoE接続（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちIPoE方式で接続するものをいい、IP通信網との接続をIPv6アドレスにより行うものに限ります。以下同じとします。）を申込み際に、IPoE接続を行っている協定事業者（当社からIPoE接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。）の数が16に達しているときは、当社は当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。

2 接続申込者は、別表3（様式）様式第8の事前調査の申込書（以下「事前調査申込書」といいます。）を、当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの当社の接続対象地域、接続の技術的条件及び当社に協力を依頼する事項を記載するものとします。この場合において、当社が利用者料金を設定するときは、相互接続点ごとの当社の接続対象地域を記載する必要はありません。

4 当社は、接続申込者から請求があるときは、事前調査申込書に記載する必要がある事項に係る情報を当社の事務取扱所において、回答するものとします。

（準用）

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項又は第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第1項の場合に準用します。

（事前調査の受付及び順番）

第12条 当社は、事前調査申込書が当社に到達した日をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。

2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を別表3（様式）様式第9の書面により通知します。

3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物等に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

(事前調査の回答)

- 第 13 条 当社は、事前調査申込みの到達した日から 1 ヶ月の期間（当該期間中に祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下、この項において「法定祝日」といいます。）及び 12 月 29 日から起算して翌年 1 月 3 日までの期間（法定祝日、土曜日及び日曜日を除きます。）の日をいいます。以下この条において同じとします。）がある場合には、その日数を加えた期間）が経過する日までに、接続の可否をその接続申込者に別表 3（様式）様式第 10 の書面により通知します。
- 2 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がないと判断した場合には、前項に規定する通知と併せ、接続可能時期並びに第 37 条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合はその工事に係る概算額及びその内訳等を通知し、これをもって事前調査の回答とします。
- 3 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合（技術的条件集第 3 条第 4 項に規定する当社の指定電気通信設備の設置又は改修を必要とする場合を含みます。）には、第 1 項に規定する通知に加え、事前調査申込みの到達した日から 4 ヶ月の期間（当該期間中に祝日がある場合には、その日数を加えた期間）が経過する日までに、接続可能時期並びにその指定電気通信設備を設置又は改修（第 37 条（その他の工事の請求）に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。）するために必要となる概算額及びその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。
- 4 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、その指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない特別の事情があるときは、概算額及びその内訳等の通知は、第 1 項及び第 3 項に規定する通知の期日を超えるときがあります。この場合においては、当社は事前にその理由と回答予定日を書面により接続申込者に通知することとします。
- 5 当社は、接続可能時期が第 38 条（標準的接続期間）に規定する標準的接続期間を著しく超える場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。
- 6 接続申込者が提出した事前調査申込書において、必要事項が記載されていない場合又はその事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合は、接続申込者はその内容について当社と協議を行うことを要します。
- 7 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、前項の場合において要した期間については、第 1 項及び第 3 項に規定する期間に含まないものとします。この場合において、当社が第 1 項及び第 3 項に規定する期間に含まないとする日は累計 30 日を限度とします。

第 2 節 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議

(ソフトウェア開発費の適正性に関する協議の申込み等)

- 第 14 条 接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査申込書の提出から第 21 条（接続申込み）に規定する接続申込みまでの間、別表 3（様式）様式第 11 の書面により当社の指定電気通信設備（ソフトウェアに限ります。以下この条及び次条において同じとします。）の設置又は改修に係る費用の適正性に関する協議を申込みすることができます。
- 2 前項に規定する申込みがあった場合には、当社は、前条第 3 項に規定する事前調査の回答以降準備が整い次第、その指定電気通信設備の設置又は改修に係る開発規模及びライン単価等を書面により通知します。
- 3 前 2 項の場合において、事前調査の回答に関する取扱いは、前項に規定する事項を除いて前条の規定を準用します。

(ソフトウェア開発費の適正性に関する協議)

- 第 15 条 当社及び接続申込者が行う協議の内容は、次の各号によるものとします。
- (1) 当社が事前調査申込みを受けた当社の指定電気通信設備の設置又は改修について、接続申込者は、自らの電気通信設備に同等の設置又は改修を行うとした場合の概算額、内訳、開発規模及びライン単価等を提示するよう努めます。
- (2) 当社及び接続申込者は、それぞれ提示した情報に関して協議を行います。ただし、前号に規定する提示がない場合は、当社が提示した情報に関して協議を行います。
- (3) 当社は、第 1 号に規定する接続申込者における概算額等の提示のために必要な情報について、提示するよう努めます。

第3節 削除

第16条から第20条まで 削除

第4節 接続申込み

(接続申込み)

第21条 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に、別表3（様式）様式第12の書面により、当社に対し接続の申込みの意思表示（以下「接続申込み」といいます。）を行うものとし、当社は、その書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとします。

2 接続申込者は、前項に規定する接続申込みを行う場合において、第13条（事前調査の回答）に規定する当社からの事前調査の回答結果により、次の各号に規定する指定電気通信設備の設置又は改修を要するときは、前項の接続申込みと併せて、各号に規定する申込みを行うことを要します。

(1) 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項に規定する当社の指定電気通信設備（ソフトウェアを除きます。）の設置又は改修を要する場合

第23条に規定する当社の接続用設備の設置又は改修の申込み。

(2) 当社の指定電気通信設備に係るソフトウェアの設置又は改修を要する場合

第30条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）に規定する接続用ソフトウェアの開発の申込み。

3 第1項の規定にかかわらず、接続申込者が事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に接続申込みを行わないときは、当社が行った事前調査の回答は、その効力を失います。

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（接続申込者が、DSL回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会（以下「TTC」といいます。）においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。）。

(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。

(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（第77条の3（債務の履行の担保）第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第100条（承諾の限界）において同じとします。）。

(4) 接続に應ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

(5) 接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第3号に掲げる理由を除きます。）。

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1) 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であって、主務大臣に届け出た現行の契約約款を当社に提出していること。

(2) 削除

(3) 番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること。

(4) 一般社団法人テレコムサービス協会の確認を受けていること。

3 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限り、以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交

換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。)の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

- (1) 削除
 - (2) 加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合
 - ア 接続申込者がイ以外の電気通信事業者のとき
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の伝送装置及びその付属設備(交換機に接続回線を収容するための装置を含みます。以下「伝送装置等」といいます。)
 - イ 削除
 - (3) 中継交換機又は中継交換機の伝送装置で接続する場合
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の伝送装置等
 - (4) 削除
 - (5) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する場合
その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路
 - (6) IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置にて接続する場合
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社のIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置
 - (7) 端末回線を収容する伝送装置で接続する場合
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の伝送装置(光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置に限ります。)
 - (8) 分波光変換装置で接続する場合
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の分波光変換装置
 - (9) 特定光信号端末回線で接続する場合
接続申込者の電気通信設備との接続に必要なとなる当社の特定光信号端末回線等
- 2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条(標準的な接続箇所)に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み(第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。)を行うことができます。
- (1)～(2) 削除
 - (3) 前項第2号に規定する番号送出装置
随時。
 - (4) 前項第2号、第3号及び第5号に規定する伝送装置等又は伝送路
 - ア 翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度10月。
 - イ 翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度4月。
 - (5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する特定光信号端末回線
随時。
- 3 接続申込者が、第1項第2号、第3号及び第5号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第1項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第4号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。
- 4 協定事業者は、第2項第4号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損(伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます。)が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第1項第2号、第3号及び第5号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。

ただし、その協定事業者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 2 項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第 2 項第 4 号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

（申込みに必要な資料の提出）

第 24 条 接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。）は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1) (2) (3) (4) (5) 以外の場合

相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの収容回線数及び回線開通を希望する時期を記入した別表 3（様式）様式第 14 の申込書

(2) 削除

(3) I P 通信網終端装置、I P 通信網収容装置、I P 通信網間接続装置又は LAN 型通信網間接続装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア、接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表 3（様式）様式第 15-1 の設備建設申込書

(4) 前条第 1 項第 7 号に規定する伝送装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア、接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表 3（様式）様式第 15-2 の設備建設申込書

(5) 分波光変換装置と接続する事業者の場合

接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表 3（様式）様式第 15-3 の設備建設申込書

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第 25 条 当社は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み（加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を承諾します（接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。）。

(1) 第 22 条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当するとき

(2) 光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置の設置又は改修に係る大量の申込みによって、当該装置の安定的な調達に影響が及ぶとき

(3) 分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、分波光変換装置が調達できないとき又は既に設置された波長分割多重装置に分波光変換装置が収容できないとき

(4) 分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 1 項に規定する申込みと併せて行われた場合において、同項に規定する申込みが同条第 2 項第 1 号から第 4 号のいずれかに該当し不承諾となるとき

(5) PPPoE 方式による接続（以下「PPPoE 接続」といいます。）に係る I P 通信網終端装置（増設基準を設けないものを除きます。以下この号において同じとします。）の増設の申込みがあった場合において、増設基準（当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準をいい、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。以下同じとします。）を満たさないとき

2 削除

3 第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 7 項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（個別建設契約の締結）

第 26 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備（第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項第 6 号に規定する I P 通信網収容装置又は第 7 号に規定する伝送装置を除きます。以下この条において同じとします。）の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

2 分波光変換装置に係る個別建設契約については、当社が当該装置に係る費用の概算額を通知した日から 1 ヶ月以内に締結することを要するものとし、1 ヶ月を経過してもなお個別建設契約を

締結していない場合には前条第1項の規定により当社が行った承諾は効力を失うものとします。この場合において、接続申込者から個別建設契約を締結する旨の意思表示があったときは、前条第1項各号に定める場合を除いて、当社は、その接続申込者が行った第23条に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みを改めて承諾し、その接続申込者と個別建設契約を締結するものとします。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第16の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表3様式第17の書面により承諾します。

(1) その変更の申込みが第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号、第4号又は第5号の規定に該当するとき。

(2) その変更の申込みが第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第2項第4号の規定により申し込まれた場合であって、その変更の内容が軽微なもの(第26条(個別建設契約の締結)に規定する個別建設契約に定められた接続用設備の設置若しくは改修に係る工事予定線表又は設備使用開始予定時期等の軽微な変更に限ります。)でないと当社が判断したとき。

2 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表3(様式)様式第18の書面による中止の申込みがあった場合は、別表3様式第19の書面によりこれを承諾します。

4 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その変更又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別に協議して定める額とし、個別建設契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3(様式)様式第20の書面により通知します。

(その他の接続用設備の設置又は改修の申込み)

第29条 当社が第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備以外の接続用設備(以下「その他の接続用設備」といいます。)を設置又は改修することが必要であると回答したときは、接続申込者は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことを要します。この場合において、第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)から第28条(完成通知)までの規定は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みの場合について準用します。

第6節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

(接続用ソフトウェアの開発の申込み)

第30条 接続申込者は、第21条(接続申込み)第2項の規定に基づき、接続に必要な当社の接続用ソフトウェアの開発(その接続用ソフトウェアを開発するために必要となる設備の設置又は改修を含みます。以下「接続用ソフトウェアの開発」といいます。)を当社に申込み場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第13条(事前調査の回答)の規定により通知した接続可能時期が複数の接続申込者について同一の時期となったときは、当社は、第22条(接続申込みの承諾)に規定する接続申込みの順番に従って接続用ソフトウェアの開発を行います。

(接続用ソフトウェアの開発の承諾)

第31条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みに係る第21条(接続申込み)に規定する接続申込みを当社が承諾しない場合を除き、その申込みを承諾します。

(接続用ソフトウェア開発契約の締結)

第32条 当社は、前条の承諾を行ったときは、その接続用ソフトウェアの開発に着手する前にその接続申込者と接続申込者の負担する費用の概算額、接続用ソフトウェアの開発の完了予定時期、接続用ソフトウェアの保守、支払額の精算及びその他の個別事項を含む接続用ソフトウェア開発契約を締結します。

2 前項の場合において、開発する接続用ソフトウェアの所有権、著作権、特許権その他の無体財

産権は、当社又は当社がその接続用ソフトウェアの開発を委託した第三者に帰属するものとします。

(接続用ソフトウェアの開発の中止)

第 33 条 当社は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に別表 3 (様式) 様式第 21 の書面による中止の申込みがあった場合は、別表 3 様式第 22 の書面によりこれを承諾します。

2 前項の場合において、接続申込者は、その中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額 (個別に協議して定める額とし、接続用ソフトウェア開発契約の規定により算定するときは、その額とします。) を負担することを要します。

(準用)

第 34 条 第 28 条 (完成通知) の規定は、接続用ソフトウェアの開発の場合に準用します。

第 6 節の 2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第 34 条の 2 接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき (第 34 条の 9 (異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み) に規定する申込みを行う場合を除きます。) は、当社に対し、別表 3 (様式) 様式第 7-2 の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査の申込み及び接続の申込み (接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。) を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに関し第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の 2 (事前照会) 第 1 項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から 3 週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の提供可能時期 (接続する一般光信号中継回線を特定できる場合であって、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から 1 ヶ月半以内とし、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期 (当社が一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。) とします。以下この条及び次条において同じとします。) を別表 3 (様式) 様式第 7-3 の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

(1) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がない (一般光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。) こと。

(2) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がないこと。

(3) 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること。

(4) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から 3 週間を超えて回答する場合があります。

4 第 2 項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通

知します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できないこと。
- (2) 第2項第2号から第4号のいずれかにあたるため接続開始希望時期までに提供できないこと（前号以外の場合であって、提供可能時期を回答しないときに限ります。）
- (3) 提供可能時期までの期間が接続開始希望時期までの期間を超えるため接続開始希望時期までに提供できないこと（第1号以外の場合であって、提供可能時期を回答するときに限ります。）

（一般光信号中継回線の接続）

第34条の3 当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期（接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。）を通知することを要します。

- 2 接続申込者が、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に接続開始時期を通知しなかったときは、前条第2項に規定する回答及び承諾（一部について接続開始時期の通知をしなかったときは、その部分に係るものに限り、）は効力を失い、当社は、前条第2項に定める未利用芯線の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなします。
- 3 当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その一般光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3（様式）様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。
- 4 当社が、前項に規定する通知をしたときは、接続申込者は、その通知を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期（前項に規定する当社の準備が整う時期から3ヶ月以内の日であることを要します。）を通知することを要します。この場合において、接続申込者が、前項に規定する通知を当社が行った日から1ヶ月以内に接続開始時期を当社に通知しなかったときは、当社は第2項に準じて取り扱うものとします。
- 5 当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その一般光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）

第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み（接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期（その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。）の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する旨の申込みを含みます。）を行うことを要します。また、接続申込者は、光信号端末回線を接続する旨の申込みに先立つ工事日の仮予約（以下「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。）をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとします。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに関し第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

- 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項各号に該当しない（「一般光信

号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。))とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4 第2項又は第17項の場合において、当社が接続する光信号端末回線(特定光信号端末回線を含みます。以下この項から第6項及び第9項において同じとします。)を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答又は第17項に規定する通知を当社が行った日(第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。))と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期(接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするた

めに要する期間とします。)を書面により回答します。

8 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)を通知します。

9 接続申込者は、第1項又は第17項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期(光信号端末回線においては、第2項又は第17項に規定する提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。))をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。)から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日(以下この条において「接続開始期日」といいます。)までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項、第7項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、接続開始期日をもって接続申込者が第1項又は第17項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った第1項又は第17項に規定する申込みに係る機能を利用したものとみなします。

11 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みを含めて既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する工事の申込みを行う接続申込者は、予め利用者宅内に設置されたその光屋内配線の設置態様等を確認した上で、その申込みを行うものとします。

12 接続申込者から前項に規定する申込みがあったものの、その光屋内配線をそのまま転用できないとき(光屋内配線の張替え又は終端の延長が必要となることをいいます。)は、当社は、光屋内配線を新たに設置する工事が接続申込者から申込まれたものとみなし、その工事を実施するものとします。

13 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みを含めて光屋内配線工事の申込みを行う接続申込者は、その申込みに係る光屋内配線の利用を終了した場合には、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用する場合があることを予め承諾するものとします。

14 当社は、1の光配線区域内で協定事業者が接続する光局外スプリッタの收容上限まで光信号分岐端末回線を收容していない場合は、当該スプリッタに光信号分岐端末回線を收容するものとします(收容の判断は、第2項に規定する提供可能時期に係る情報を回答する際又は第5項に規定する当社の準備が整う時期に係る情報を通知する際に行うものとします。)。ただし、次の各号に定める場合を除きます。

- (1) 光局外スプリッタを收容する端子函又は光局外スプリッタの制限により、当該スプリッタへ新たな光信号分岐端末回線を收容できない場合
- (2) 電柱の支障移転等により、光局外スプリッタの撤去が予定されている場合
- (3) 電柱の土地所有者等の要望により、接続する光信号分岐端末回線に係る工事を当該電柱において行えない場合
- (4) 接続申込者から要望がある場合
- (5) その他当社の業務運営上支障がある場合

15 協定事業者は、当社が前項に規定する收容を行っていなかった場合は、当社に対し、收容上限まで光信号分岐端末回線を收容するよう求めることができるものとします。

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-8の特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が收容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が收容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接

続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、收容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報（接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。）を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を別表3（様式）様式第7-9の特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。（共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに收容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。）なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）を行っている必要はありません。

- 17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線との接続の申込み（特定光信号端末回線が收容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込みに関し先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が收容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が收容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合（共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに收容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。）を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。
- 18 当社は、前項の場合において、提供可能時期までに提供できないとき又は提供できないときは理由を接続申込者に通知します。
- 19 特定光信号端末回線を敷設するために他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」といいます。）を利用している場合において、当社が、その他人からその特定光信号端末回線を撤去するよう求められたときは、協定事業者と協議の上、撤去の必要がある場合は、その特定光信号端末回線を撤去するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。
- 20 協定事業者が特定光信号端末回線又は特定光信号端末回線との接続の申込みと併せて接続の申込みを行った光信号端末回線との接続を終了する申込みを行った場合、接続を終了する申込みがあった回線との接続を終了するとともに、その回線と併せて接続の申込みを行った回線との接続についても終了する申込みがあったものとみなします。なお、当社は特定光信号端末回線との接続を終了する申込みがあった場合（接続を終了する申込みがあったものとみなす場合を含みます。）であって、その特定光信号端末回線が收容される光ファイバケーブルにおいて他の特定光信号端末回線が現用に供されていないときは、第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項に規定する申込みがあったものとみなします。

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）

- 第34条の5 当社が第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項第1号又は第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その

通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りをを行う通信用建物の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

3 当社は、特別の事情がない限り、前項の通知がなされた日から2営業日以内に別表3（様式）様式第7の書面により前項の承諾（承諾を行わない場合は、書面によるその理由の通知）を行います。

（光信号引込等設備の取扱い）

第34条の6 協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了したときは、その接続の終了と同時に、その光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備（光信号分岐端末回線として利用されていた当社の電気通信回線設備であって、主として単芯により構成され、利用者の建物の光信号分岐端末回線収容キャビネット等（光信号分岐端末回線を終端するための光成端盤を含むもの）とします。以下同じとします。）に直接収容等されるものをいいます。以下同じとします。）を用いて、当社が接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始した場合（以下、当社の電気通信サービスの用に供した場合を含みます。以下、当社が光信号引込等設備を用いて接続申込者からの光信号分岐端末回線と接続する旨の申込みに応じて接続を開始することを「光信号引込等設備を用いた再利用」といいます。）、又はその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用をすることなく当社がその光信号引込等設備を撤去した場合を除き、当社はその光信号引込等設備の維持等を開始するものとします。

2 前項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、前項の協定事業者からその維持等の終了を要望されたときは、その光信号引込等設備を用いた再利用ができたときを除き、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとします。

3 第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することができるものとします。

4 当社の電気通信役務を円滑に提供するために光信号引込等設備を更改等（支障移転を含むもの）とします。以下同じとします。）するときは、その光信号引込等設備の更改等については撤去として取扱わないものとします。この場合において、その光信号引込等設備に係る設備経過年数の起算点は変更されることなく継続するものとします。

5 光信号引込等設備を設置するために他人（その光信号引込等設備を利用した電気通信サービスの利用者を含むもの）とします。以下この条において同じとします。）の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」といいます。）を利用している場合において、当社が、その他人からその光信号引込等設備を撤去するよう求められたときは、その光信号引込等設備を撤去するものとします。

6 第1項の規定にかかわらず、当社が協定事業者から光信号分岐端末回線との接続の終了と同時に、現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたとき、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとします。また、光信号引込等設備を設置するために他人の土地等を利用している場合においてその他人から現に利用する光信号引込等設備の撤去を要望されたときは、当社はその光信号引込等設備を撤去するものとし、この場合において、当社は協定事業者にその旨を通知するものとします（その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。）。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第34条の7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み（接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15-3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている

必要はなく、第 10 条の 2（事前照会）第 1 項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から 6 週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表 3（様式）様式第 7-3 の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第 5 号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1) 接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の非現用波長がないこと（接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線について、非現用波長は存在するものの、その全てについて既に利用予定がある場合を含みます。）。

(2) 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること（波長分割多重装置の更改又は廃止に支障を及ぼすおそれがあることを含みます。）。

(3) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

(4) 第 22 条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定に該当すること。

(5) 前項に規定する申込みと併せて行われた第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第 25 条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第 1 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当し不承諾となること。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から 6 週間を超えて回答する場合があります。

4 第 2 項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線を提供できないとき又は接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

(1) 第 2 項各号のいずれかに該当するため提供できないこと

(2) 提供可能時期までの期間が接続開始希望時期までの期間を超えるため接続開始希望時期までに提供できないこと

5 当社は、第 1 項に規定する申込みと併せて行われた分波光変換装置（第 1 表（接続料金）第 2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 72 欄第 73 欄を用いて接続する場合を除きます。）の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第 2 項に規定する回答を当社が行った日から 12 ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続申込者が特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

6 当社が第 2 項に規定する回答を行った後に、接続申込者が第 1 項に規定する接続の申込みを撤回したとき（第 2 項の規定により接続の申込みを撤回したものとみなすときを含みます。）は、当社は、第 2 項に定める未利用波長の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、当該申込みと併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みについて第 27 条（接続用設備の設置又は改修の変更等）第 3 項の規定に基づく中止の申込みがあったものとみなします。

（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）

第 34 条の 8 当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）

第 34 条の 9 当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議

5 接続申込者が第3項に規定する接続の申込みを行う際に、前項第2号を選択した場合であって、テープ分散による接続が不可であるときは、第34条の4第2項の規定にかかわらず、当社は接続申込者が要望する光信号端末回線との接続ができない旨を回答します。

6 協定事業者は、当社に対し、第1項に規定するテープ分散状況に係る調査と併せて第2項に規定するテープ分散による接続可否の調査の申込みを行うことができます。この場合において、当社は、第1項に規定する調査の結果、テープ分散されていないときに限り、第2項に規定する申込みを受け付けたものとして扱います。

7 協定事業者は、当社に対し、第1項に規定するテープ分散状況に係る調査と併せて第3項に規定するテープ分散による接続の申込みを行うことができます。この場合において、当社は、第1項に規定する調査の結果、テープ分散されていないときに限り、第3項に規定する申込みを受け付けたものとして扱います。

8 4. 当社は、第1項から第3項、第6項又は第7項に規定するテープ分散に係る調査の申込みがあったときは、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、申込みの到達した日から3週間以内にその調査結果を回答します。

9 5. 前項の規定にかかわらず、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。

10 6. 当社は、第3項に規定する接続の申込みに基づく工事を完了した時点において、テープ分散による接続ができたか否かを接続申込者に対して通知するものとします。

(支障移転等を行う場合の取扱い)

第34条の11 前3条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合がありますことから、接続申込者は、第1号又は第3号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線及び光信号端末回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第2号、又は第4号又は第5号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線及び光信号端末回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。

(1) 第34条の8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）に規定する調査

(2) 第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第4項の規定に基づく一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る手続き

(3) 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する調査

(4) 第34条の10第3項の規定に基づく光信号端末回線の提供に係る手続き

(5) 第34条の10第7項の規定に基づく光信号端末回線の提供に係る手続き

2 当社は、前3条の規定に基づき調査を行った一般光信号中継回線又は光信号端末回線のうち現に接続しているものについて支障移転等を行う場合には、その調査を請求した接続申込者に対してあらかじめ支障移転等に係る情報を通知するものとします。

(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)

第34条の12 協定事業者が当社の光屋内配線の利用を終了した後に、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用した場合には、その協定事業者に対し、別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）に規定する精算額を支払います。

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に収容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金（平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（情郵審第33号）に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。）の適用を選択することができます。

- 2 前項に規定する当社が別に定める通信用建物は、平成 24 年 3 月末時点において、当社が IP 通信網サービス（IP 通信網サービス契約約款に定めるメニュー 5-1 に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を提供している通信用建物のうち、他事業者が IP 通信網サービスに相当するサービスを提供している区域が、IP 通信網サービス契約約款に定める IP 通信網サービスの提供区域の半数に満たない通信用建物とし、当社が選定するものとし、また、当社は、当社が別に定める通信用建物について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとし、
- 3 第 1 項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金を適用した光信号主端末回線と接続しようとする場合、接続申込者は、複数年段階料金の適用を選択する通信用建物を予め当社に申し出ることを要するものとし、
- 4 第 1 項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金の適用を選択した場合であって、複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続を開始したときは、当該機能に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日から起算して 3 年間とします。
- 5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内に複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合は、別表 4（違約金）第 6（複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金）に規定する額に、その額（利息に相当する額を除きます。）に係る消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第 6 節の 3 優先パケット機能の接続に関する手続き

（優先パケット機能の接続に係る管理方針）

第 34 条の 14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下、「優先パケット機能」といいます。）との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとし、

(1) 通信の秘密を確保すること

(2) 優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと

(3) 優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

2 当社は、端末系交換機能第 10 欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄及びルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄（以下、「優先クラス通信機能」といいます。）との接続にあたって、1 回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとし、この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線が IP 通信網サービス契約約款に定めるメニュー 5-1 の プラン 3（1 Gbit/s のプラン 2 を除きます。）、メニュー 5-2 及びメニュー 5-4（以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。）の場合は 1 Mbit/s（音声のみに利用する場合は 4 Mbit/s）、メニュー 5-1 の プラン 5 1 Gbit/s のプラン 2（以下、「ビジネスタイプ」といいます。）の場合は 10 Mbit/s（音声のみに利用する場合は 12 Mbit/s）とします。

3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ（以下「設定パターン」といいます。）を一般収容局ルータに設定するものとし、この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線が IP 通信網サービス契約約款に定めるメニュー 5-1 の 10 Gbit/s のものの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ 13 とします。

4 接続申込者は、前 2 項の場合において、上限を超えた接続を要望する場合は、第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行うものとし、当社は、上限の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の上限を規定します。

（優先クラス通信機能の接続申込み）

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表 3（様式）様式第 8 別紙 4 を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとし、

(1) 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合は 1 Mbit/s（音声のみに利用する場合は 4 Mbit/s）以

下、ビジネスタイプの場合は 10Mbit/s（音声のみに利用する場合は 12Mbit/s）以下であること

(2) 一度に申込む設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線が IP 通信網サービス契約約款に定めるメニュー 5-1 の 10Gbit/s のもの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ 2（その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで 2 とします。）以下であること

3 協定事業者（当社が優先クラス通信機能の利用に係る接続申込みを承諾した協定事業者をいいます。以下この条において同じとします。）は、回線ごとに優先クラス通信機能の利用を申込む場合は、当社に対し、優先クラス通信機能を付加するにあたり必要な契約者情報等（当社は、その申込みに必要な情報について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。）を通知することを要します。

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表 3 様式第 8 別紙 4 の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又は IP 通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

第 7 節 修補の責任

（修補の責任）

第 35 条 当社は、当社が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後 1 年以内に個別建設契約又は接続用ソフトウェア開発契約の内容との不適合が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその対象設備又はソフトウェアの修補を行います。

ただし、その不適合の重要性に比して修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。

第 8 節 当社の電気通信設備又はソフトウェアの更改又は利用中止

（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）

第 36 条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備（料金表第 1 表第 2（網改造料）1-1 表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第 49 欄第 47 欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備（伝送装置を除きます。）又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。）又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改（別表 1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。）します。

(1) その個別管理対象設備が法定耐用年数（必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。）を経過していないときは、協定事業者と協議の上更改の可否、更改時期及び費用負担の方法等について決定します。

(2) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改するときは、更改の 1 年前に協定事業者に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

2 前項の規定により当社が波長分割多重装置を更改するときは、当社は当該装置に收容される分波光変換装置について、次条第 1 項に規定する利用中止の申込み（当該波長分割多重装置の更改と同時に分波光変換装置を利用中止する旨の内容であるものとします。）があったものとみなします。

（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）

第 36 条の 2 個別管理対象設備を利用中止（別表 1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下同じとします。）し

ようとする協定事業者は、別表3（様式）様式第22-2の書面により、当社が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。

- 2 前項の場合において、当社は、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者からその利用中止の申込みがあったときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。
- 3 協定事業者が個別管理対象設備を更改しようとするときは、第1項の規定に基づく現に利用している個別管理対象設備の利用中止と、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）、第29条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第30条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）の規定に基づく新たな個別管理対象設備の設置若しくは改修又は開発による利用開始により行うものとしします。

（個別管理対象設備の除却又は転用）

第36条の3 協定事業者から前条第1項に規定する申込みがあった場合（複数の協定事業者（当社を含む場合があります。）が個別管理対象設備を利用している場合にあっては、全ての協定事業者から同時に当該設備の利用中止の申込みがあったときに限ります。）において、当社が個別管理対象設備の利用中止を承諾したときは、当社は、当該設備の利用中止に併せて、当該設備を撤去（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアを取り外すことをいいます。以下この条及び第66条（網改造料の支払義務）において同じとします。）します。

- 2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用（法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下この条及び料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）において同じとします。）可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却（撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。）するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとしします。
- 3 当社は、前条第1項に規定する申込みを行った協定事業者に、その申込みの到達した日から2週間以内に、前2項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該設備の転用の可否に係る情報を回答するものとしします。ただし、前条第1項に規定する申込みを一時に大量に受け付けた場合又は当該申込みに係る個別管理対象設備について過去に同一内容の撤去工事を行った実績がないため当該工事に係る費用の概算を2週間以内に提示することが困難な場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間を超えて費用の概算に係る情報を回答する場合があります。

第9節 その他の工事等の請求

（その他の工事の請求）

第37条 当社は、接続申込者から、別表3（様式）様式第23の書面により第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修以外の工事（以下「その他の工事」といいます。）の申込みがあった場合は、当社が別に定めるときを除き、別表3様式第24の書面によりその申込みを承諾します。この場合において、第13条（事前調査の回答）第2項に規定するその他の工事については、第21条（接続申込み）第1項に規定する申込みを併せて申し込まれたものとみなし、第13条第3項に規定するその他の工事については、第23条第1項に規定する申込みを併せて申し込まれたものとみなします。

（DSL回線の回線調整工事）

第37条の2 当社は、前条第1項に規定する工事において協定事業者（DSL回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）からDSL回線の回線調整工事の請求があったときは、協定事業者から指定のあったDSL回線の回線調整工事を行います。

- 2 当社は、次の各号に規定する場合であって、そのDSL回線が收容されているカッド内の他方の端末回線が現用に供されているときは、信号の漏えいによる影響を防止するため、そのDSL回線の回線收容替えを行います。この場合において、協定事業者からそのDSL回線の回線調整工事（回線收容替えに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の請求があったものとみなします。

(1) 協定事業者から第2群（收容に係る利用制限が設けられているものに限ります。以下この条において同じとします。）の伝送システムを用いるDSL回線の設置又は第2群の伝送シ

システムを用いるDSL回線への変更（DSL回線の技術的条件の具体的内容（以下、別表3（様式）様式第8別紙3に定めるものをいいます。）を変更する場合に限ります。）の申込みがあった場合

- (2) 第52条（協定事業者の切分責任等）第4項の規定により、技術的条件集に定める事後対策対象方式（以下「事後対策対象方式」といいます。）を用いてDSLサービスを提供する協定事業者（以下「事後対策対象事業者」といいます。）が事後対策（技術的条件集に定める事後対策対象回線（以下「事後対策対象回線」といいます。）を第2群の伝送システムを用いるものとして取り扱うことを当社に通知する措置に限ります。）を講じた場合（以下「第2群として取り扱われる場合」といいます。）

3 前項の場合において、協定事業者の協力が得られないため回線調整工事の予定日を決定できないときは、当社は、信号の漏えいによる影響を防止するため、当社が指定する工事予定日を協定事業者へ通知して回線収容替えを行うことがあります。

4 前3項の場合において、当社は、DSL回線の回線調整工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とすることを保証しないものとし、回線収容替えにおいて他の端末回線の空きがない場合（収容に係る利用制限を満たす空きがない場合を含みます。）は、請求された工事ができないことがあります。

（換算線路長に係る利用制限が設けられているDSL回線の設置等の請求）

第37条の3 当社は、第2群（換算線路長に係る利用制限が設けられているものに限ります。以下この条において同じとします。）の伝送システムを用いるDSL回線の設置若しくは移転又は第2群の伝送システムを用いるDSL回線への変更（DSL回線の技術的条件の具体的内容を変更する場合に限ります。）の申込みがあった場合は、そのDSL回線が換算線路長に係る利用制限を満たさないときを除き、その申込みを承諾します。

（光回線設備の回線調整等工事）

第37条の4 当社は、第37条（その他の工事の請求）第1項の規定に基づき、光回線設備（光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。以下この条において同じとします。）の回線調整等工事の請求を承諾したときは、協定事業者から指定のあった光回線設備の回線調整等工事を行います。この場合において、当社は光回線設備の回線調整等工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とすることを保証しないものとします。

第3章の2 一括申込み

（一括申込み）

第37条の5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1) 第10条の3第1項

(2) 第10条の13第1項

(3) 第34条の2第1項

(4) 第10条の3第1項及び第34条の2第1項

(5) 第10条の3第9項

2 接続申込者は、一括申込みを行うときは、一括申込みの対象とする各申込み（一括申込みの対象とする申込みである旨記載し、同日に申込みを行うことを要するものとします。）を行った日に、当社に対し、別表3（様式）様式第24-2の一括申込書（前項第2号に係る一括申込みの場合は、電柱添架に関する基本契約において定める様式とします。）により、申込みを行うことを要します。当社は、一括申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、一括申込みの受け付けとします。

3 当社は、前項に規定する一括申込みがあったときは、別表3様式第24-3の一括申込みに係る回答書（第1項第2号に係る一括申込みの場合は、電柱添架に関する基本契約において定める様式とします。）により一括申込みに係る回答を行います。この場合において、当社は、速や

かに回答を行うよう努めるものとします。ただし、第 10 条の 3 第 5 項、第 10 条の 13 第 2 項又は第 34 条の 2 第 2 項に規定する回答の期限を超えて回答する場合があります。

第 4 章 標準的接続期間

(標準的接続期間)

第 38 条 当社は、第 21 条（接続申込み）の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。

(1) 第 13 条（事前調査の回答）第 2 項に規定する場合

第 37 条（その他の工事の請求）に規定する工事の申込みの到達した日から 6 ヶ月以内。

(2) 第 13 条第 3 項又は第 4 項に規定する場合において第 26 条（個別建設契約の締結）の個別建設契約を締結する場合（第 29 条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）で準用している場合を含みます。）

個別建設契約の締結時から、1 年以内。

(3) 第 13 条第 3 項又は第 4 項に規定する場合において第 26 条の個別建設契約を締結しない場合（第 29 条で準用している場合を含みます。）

ア 光信号電気信号変換装置を設置又は改修する場合

接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から 4 ヶ月以内。

イ 光信号伝送装置を設置又は改修する場合

接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から 5 ヶ月以内。

ウ 第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項第 6 号に規定する IP 通信網収容装置

接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から 7 ヶ月以内。

(4) 第 13 条第 3 項又は第 4 項に規定する場合において第 32 条（接続用ソフトウェア開発契約の締結）に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合

接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発は 7 月又は 1 月に着手し、開発着手後 1 年以内。

2 前項第 4 号の規定にかかわらず、事業法施行規則第 24 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に従って指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画を総務大臣に届け出していない場合、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合は、接続用ソフトウェアの開発の着手時期又は標準的接続期間が前項第 4 号の規定と異なる場合があります。

3 第 1 項の場合において、協定事業者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まれないものとします。

(準用)

第 39 条 前条第 3 項の規定は、第 10 条の 2（事前照会）第 3 項、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 10 条の 13（電柱添架の申込み）第 2 項、第 13 条（事前調査の回答）第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項若しくは第 3 項、第 34 条の 4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項、第 3 項、第 7 項、第 16 項若しくは第 17 項、第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項若しくは第 3 項、第 34 条の 10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第 8 4 項、第 36 条の 3（個別管理対象設備の除却又は転用）第 3 項、第 95 条の 4（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）第 1 項、第 99 条の 3（DSL 回線等に係る情報の提供）又は第 99 条の 6（光回線設備に係る情報の提供）の場合に準用します。

第 5 章 協定の締結・解除等

(協定の単位)

第 40 条 当社は、1 の他事業者と 1 の協定を締結します。

ただし、1 の他事業者と当社との協定を複数の他事業者が代理して締結する場合はこの限りではありません。

(協定上の地位の移転)

第 41 条 協定事業者が電気通信事業の全部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 協定上の地位の移転の承諾を受けようとするときは、譲渡があったことを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転の承諾を求められたときは、次の各号の場合を除き、これを承諾します。

(1) 協定上の地位の移転を受けようとする者が第 22 条（接続申込みの承諾）第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当する者であるとき。

(2) 電気通信事業の全部の譲渡について総務大臣へ法令上必要な届出をしていないとき。

(3) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転を受けようとする者が事業法第 17 条第 1 項ただし書の規定に該当するとき。

(協定上の地位の承継)

第 42 条 法人の合併又は分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限ります。以下同じとします。）により協定上の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により電気通信事業を承継した法人は、これを証明する書類を添えて当社が指定する事務取扱所に通知することを要します。

ただし、電気通信事業者たる法人の合併又は分割について総務大臣へ法令上必要な届出をしていないとき、及び協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の承継を受けようとする者が事業法第 17 条第 1 項ただし書の規定に該当するときは、その協定上の地位は承継されないものとします。

2 相続により協定上の地位の承継があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。以下同じとします。）は、これを証明する書類を添えて当社が指定する事務取扱所に通知することを要します。

ただし、電気通信事業者たる個人の相続について、総務大臣へ法令上必要な届出をしていないとき、及び相続人が登録電気通信事業者である場合において、事業法第 17 条第 1 項ただし書の規定に該当するときは、その協定上の地位は承継されないものとします。

(協定の変更)

第 43 条 当社及び協定事業者は、必要が生じたときは、この約款に基づき締結した協定を変更することができるものとします。この場合には、当社の指定電気通信設備との接続は、変更後の協定によるものとします。

(協定事業者が行う協定の解除)

第 44 条 協定事業者は、協定を解除しようとするときは、そのことを 1 年前までに当社が指定する事務取扱所に書面により通知することを要します。

(当社が行う協定の解除)

第 45 条 当社は、第 60 条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。

2 当社は、協定事業者が第 60 条（接続の停止）に該当する場合に、その事実が当社の業務遂行上特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。

3 当社は、第 1 項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。

(協定の消滅)

第 46 条 協定は、次の各号に規定する場合には、消滅するものとします。

(1) 協定事業者が電気通信事業の全部を廃止したとき。

(2) 協定事業者が法人である場合において、その法人が解散したとき。

(3) 協定事業者が死亡し相続人がいないとき、又は事業法第 17 条第 1 項ただし書の規定に該当するとき。

(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、その事業の登録が取消されたとき（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）。

第 6 章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 法令上必要とされる場合
- (2) 相手方の書面による同意を得た場合
- (3) 主務官庁より報告を要請された場合
- (4) 削除
- (5) 第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第2項の規定に基づき協定事業者名等を通知する場合
- (6) 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定により申し出を行った協定事業者（当社である場合を含みます。以下この号において同じとします。）に、その利用する端末回線と同一カッド内に收容されたDSLサービスの用に供する他方のDSL回線（事後対策対象回線に限ります。）を利用する協定事業者名、そのDSL回線の伝送システムの名称及びそのDSL回線を特定するための識別番号（以下第52条第3項及び第4項並びに第68条（手続費の支払義務）第1項第17号において、それらの情報を「協定事業者名等」といいます。）を通知する場合
- (7) 第77条の3（債務の履行の担保）第1項第4号に規定する信用評価機関に、第48条の3（情報の提出）の規定により接続申込者が当社に提出した情報を開示する場合
- (8) IPoE接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合
- (9) 番号情報データベースに関し、番号情報データベース登録事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に番号情報データベース利用事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに收容された番号情報を利用する事業者を含み、かつ、接続申込者を含みます。以下本条において同じとします。）名等を、番号情報データベース利用事業者に番号情報データベース登録事業者名等を通知する場合
- (9)(10) 第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第10項の規定に基づき協定事業者名等を通知する場合
- (10) (11) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、收容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の協定事業者名を回答する場合

(必要事項の通知)

第48条 当社及び接続申込者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (3) 電気通信事業の登録若しくは変更登録の取消し又は事業法17条第1項ただし書の規定に該当する場合はその事実
- (4) 事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
- (5) 相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止
- (6) 接続条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
- (7) 相互接続に係る事務処理方法又は保守運用方法の変更
- (8) 第73条の2（期限の利益喪失）第1項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合にあってはその事実
- (9) その他接続に必要な事項

(役務提供の確認)

第48条の2 当社は、当社が必要であると判断した場合は、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄を利用している協定事業者に対し、その契約者に対して役務の提供を継続していることを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。この場合において、当社はその理由を協定事業者に書面により通知するものとします。

(情報の提出)

第 48 条の 3 当社は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

(相互協力)

第 49 条 当社及び協定事業者は、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続に係る業務に関して相互に協力することとします。

(緊急措置等)

第 49 条の 2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとします。

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 当社及び接続申込者は、当社、その接続申込者又は第三者（他の接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）が消火活動等の緊急措置を行う場合があることについて予め承諾するものとし、その緊急措置を行った者に対して、その緊急措置によって生じた損害に係る賠償請求権を放棄するものとします。

ただし、その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じた損害に係る賠償請求権及びその緊急措置を行った者にその発火又は発煙について責めに帰すべき事由がある場合（その緊急措置を行った者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。）に生じた損害に係る賠償請求権については、この限りではありません。

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合（その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。）において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害（当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの（その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。）を含みます。）を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとします。

5 前項における第三者から苦情、訴え等があったときは、その接続申込者の責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。

(トラヒック又は回線数等の通知)

第 50 条 接続申込者は、相互接続点ごとのトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。

ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。

2 接続申込者は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点ごとのトラヒック及び回線数（その申込みに係るものに限りま

す。）並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等を通知することを要します。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 随時（第 23 条第 1 項又は第 4 項に規定する申込みを行う場合）

その申込みに係る接続用設備の使用開始希望月を含む半期末、翌半期末及び翌々半期末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びにその申込みの日を含む月から過去 3 ヶ月分の実績トラヒック

3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者（当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表（接続料金）第 1（網使用料）1（適用）第 8-11 欄において同じとします。）は、当社が定める期日までに、別表 3（様式）様式第 24-4 の書面により、見込み需要（各月末の契約数（優先クラス通信機能を利用する IP 通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第 1（網使用料）1（適用）第 8-11 欄並びに 2（料金額）2-2 第 10 欄ア（イ）欄及びイ（イ）欄において同じとします。）及び各月の送受信データ量（ルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄により送受信するデータ（Mbit 単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達

しないものを含みます。)の量をいいます。以下同じとします。)とします。以下第 69 条及び第 74 条において同じとします。)を当社に通知することを要します。

第 50 条の 2 削除

(DSL回線の伝送システムの通知)

第 50 条の 3 協定事業者は、DSL回線の設置又は変更(DSL回線の技術的条件の具体的内容を変更する場合に限ります。)の申込みを行う場合には、その申込み併せて、その回線ごとの伝送システムを当社に通知しなければならないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社が通知を要さないこととした場合には通知する必要はありません。

(IPE接続に係る責務)

第 50 条の 4 IPE接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、電気通信事業者がIPE接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求する場合において、IPE接続を開始するまでに次の各号に掲げる事項について整備し、公表するものとします。

- (1) IPE接続に係る接続又は卸電気通信役務の概要
- (2) IPE接続に係る接続又は卸電気通信役務の利用に係る問い合わせ窓口等の情報開示の手続き
- (3) IPE接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求し当該請求への回答を受けると続き

第 2 節 保守

(維持責任)

第 51 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり、相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにし、その利用者に対する電気通信役務の提供の妨害を行わないように努めることとします。

2 当社及び協定事業者は、接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。

(保全措置)

第 51 条の 2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

2 前項の場合において、接続申込者が蓄電池設備又は電源設備のうち整流装置を設置するときは、接続申込者は、発火又は発煙が生じることのないよう監視、点検等適切な措置を講じることを要します。

3 接続申込者は、当社が求めた場合は、前項に規定する措置内容について、書面により速やかに報告することを要します。

(協定事業者の切分責任等)

第 52 条 協定事業者は、当社の電気通信設備との接続において相互接続通信に生ずる著しい支障その他の理由により当社の接続する設備を利用できなくなったときは、協定事業者の電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理を請求することができます。

2 前項の修理の請求により当社が当社の係員を派遣した結果、故障の原因が協定事業者の電気通信設備にあった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 当社は、協定事業者(当社である場合を含みます。以下この項及び次項において同じとします。)のDSLサービスの用に供するDSL回線と同一カッド内に收容された他方の端末回線を利用する他の協定事業者から、そのDSL回線からの信号の漏えいによる影響が他方の端末回線に生じている旨の申し出(利用者の申告内容を添付するものに限ります。)があった場合には、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等(そのDSL回線が事後対策対象回線である場合に限ります。)を調査の上、特別の事情がない限り、その申し出の到達した日から3営業日以内に、その申し出を行った協定事業者(以下「申告事業者」といいます。)に通知するものとします。

4 事後対策対象事業者は、自己のDSLサービスの用に供するDSL回線(事後対策対象回線で

あって、前項の規定によりそのDSL回線を利用する協定事業者名等を通知されたものに限ります。)と同一カッド内に收容された他方の端末回線を利用する他の協定事業者から、そのDSL回線からの信号の漏えいによる影響がその他方の端末回線に生じている旨の申し出があった場合には、事後対策(事後対策対象事業者が、その申し出を受けて、そのDSL回線を、事後対策対象方式以外の伝送システムを用いるものに変更する申込み(廃止する申込みを含みます。)を行う措置又は收容に係る利用制限が設けられている第2群の伝送システムを用いるものとして取り扱うことを当社に通知する措置をいいます。)を速やかに講じなければならないものとしします。

5 当社は、設備の保守に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

第3節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

(第三者への債権譲渡等)

第53条の2 協定事業者は、この約款に基づく当社に対する債権を第三者に譲渡し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社と協議することを要するものとしします。

第7章 接続形態

(接続形態)

第54条 当社の指定電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との接続形態は、別表2(接続形態)に定めるところによります。

第8章 重要通信の取扱方法

第1節 重要通信を確保するための措置

(相互接続通信の切断)

第55条 当社は、電話サービス契約約款中通話の切断に係る規定又は専用サービス契約約款中専用回線の利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を切断又は中止することがあります。

(相互接続通信の制限)

第56条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款中通話利用又は通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、電話サービス契約約款中通話時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3 当社は、前2項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとしします。

4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとしします。

5 当社及び協定事業者は、相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとしします。

(優先的に扱う通信の識別)

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号(技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとしします。)を当該協定事業者に送信します。

2 前項に規定する協定事業者は、優先信号を受信した場合には、その優先信号に伴って受信した通信を優先的に取り扱うことを要します。

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を

中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者に中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

第2節 削除

第58条 削除

第9章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止

(接続の一時中断)

第59条 当社は、次の各号の場合には、接続を一時中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第56条(相互接続通信の制限)の規定により、相互接続通信を制限するとき。
- (3) 第37条の2(DSL回線の回線調整工事)第2項又は第3項の規定により、回線収容替えを行うとき。

2 当社は、前項の規定により接続を一時中断するときは、あらかじめそのことを協定事業者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1) 接続に係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。)について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第77条の2(債務の履行の担保に係る協議申入れ)に規定する協議により接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第77条の3(債務の履行の担保)第1項若しくは第4項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないうとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(4) 削除	—
(5) 第47条(守秘義務)又は第51条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間
(6) 協定事業者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(第1号から第3号に掲げる理由を除きます。)	その違反の事由が解消されるまでの間

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の30日前までに、接続停止費用(接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)及び接続停止解除費用(接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)の概算額を接続の停止までに通知します。ただし、協定事業者の所在が不明(電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。)であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

- 3 協定事業者は、当社が第1項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとし、
- 4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとし、）解除します。ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。
- 5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとし、
- 6 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が存在しなかった等専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであったときは、当社は協定事業者に対し、その接続の停止により発生した損害を賠償するものとし、

（接続の中止）

第61条 当社は、第83条（技術的条件）により規定する新たな技術的条件により技術的条件集第3条第3項に規定する従前の技術的条件に代替することが可能となった場合において、従前の技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者と協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により接続を中止するときは、接続の中止に係る技術的条件の変更認可申請の1年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。
- 3 当社は、協定事業者が端末系伝送路設備（電気信号を伝送するものに限るものとし、DSL回線及び音声帯域回線を含むものとし、以下この条において「端末回線伝送路設備」といいます。）と接続する場合において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前（期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。）までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のものに限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」といいます。）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとし、
- ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。
 - (1) 当社が端末回線伝送路設備を撤去する際に、代替サービスを協定事業者が即座に提供することを可能としている場合であって、1年以上前に端末回線伝送路設備の撤去に関する情報を協定事業者に提供している場合
 - (2) 天災、事変その他非常事態による端末回線伝送路設備の多大な損傷により、当社がその端末回線伝送路設備の代替に光信号方式の伝送路設備（以下「光ファイバ」といいます。）を敷設することを決定し、速やかに明確な理由及び根拠とともに、その伝送路設備の撤去に関する情報を通知した場合
 - (3) 第1号及び第2号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合（協議が調わない場合であって、事業法第35条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第155条の規定に基づく電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。）
- 4 当社は、第37条の2（DSL回線の回線調整工事）第2項又は第3項の規定によるDSL回線の回線収容替えにおいて、他の端末回線に空きがない場合（収容に係る利用制限を満たす空きがない場合を含みます。）は、そのDSL回線の接続を中止することがあります。この場合において、当社は接続を中止する前に協定事業者はその旨を根拠とともに通知します。
- 5 当社は、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の提供を行っている場合であって、次の各号に該当するときは、協定事業者と協議の上、当該端末間伝送等機能又は当該端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄に係る当該接続の中止を行うことがあります。
 - (1) 第22条（接続申込みの承諾）第2項各号のいずれの規定にも該当しなくなった場合
 - (2) 第48条の2（役務提供の確認）の規定による書面の提出を正当な理由の提示がなく拒否さ

れた場合

- (3) 協定事業者が端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 7 欄を利用して、その契約者に対して役務の提供を継続していないことを当社が確認した場合

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 61 条の 2 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 60 条（接続の停止）第 1 項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第 73 条の 2（期限の利益喪失）第 1 項第 1 号から第 5 号、第 8 号若しくは第 9 号に定める事由のいずれかが発生したとき（接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。）は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等（工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修、接続用ソフトウェアの開発、接続に必要な装置等の設置若しくは保守の請負又は接続に必要な装置等の設置に係る周辺設備等の設置若しくは改修をいいます。以下同じとします。）を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

2 前項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その工事又は手続き等の停止を速やかに（工事又は手続き等の内容及び規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。

3 第 1 項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実を解消するよう当社から接続申込者に通知して相当な期間を経過してもなおその状態が解消されないときは、当社は、その工事又は手続き等を中止することがあります。

4 第 1 項又は前項の場合において、接続申込者は、その停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別に協議して定める額とし、個別契約の規定により算定するときは、その額とします。）を負担することを要します。

5 第 60 条（接続の停止）第 6 項の規定は、第 1 項又は第 3 項の場合に準用します。

(接続機能の廃止)

第 61 条の 3 料金表第 1 表に規定する機能において、事業法第 33 条第 4 項第 1 号口の総務省令で定める機能を廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を廃止する 3 年前までにその情報を対面等説明（事業法施行規則第 23 条の 9 第 1 項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。）により提供するものとします。

2 前項に規定する機能の廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から 3 年未満で当社は当該機能を廃止することがあります。

3 当社が廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第 33 条の 2 に定める周知を行ったこととします。

第 10 章 料金等

第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用

(料金等)

第 62 条 当社が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。

2 当社が設定する料金は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。

3 当社が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第 2 表（工事費及び手続費）に規定する工事費又は手続費とします。

(接続料金の機能の区分)

第 63 条 当社は、別表 1（接続により提供する機能）に規定する当社の指定電気通信設備の機能（当社と特定協定事業者との接続によりその機能を提供する場合を含みます。）ごとに、接続料金を料金表第 1 表（接続料金）に規定します。

第 2 節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要しません。

(1) (2)、(3)又は(4)以外の場合

前条に規定する機能の利用を開始した期日を含む月から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した期日を含む月の前月までの期間（機能の利用を開始した期日を含む月と接続を終了した期日を含む月が同一の月である場合は 1 月間とします。）

(2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄、第 6 欄及び第 9 欄に係るものに限ります。）、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合

専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は 1 日とします。）

(3) 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 7 欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL 回線管理機能、DSL 回線故障対応機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP 通信網回線管理機能、波長多重機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、特定光信号端末回線管理機能又はルーティング伝送機能第 4 欄ア欄の場合

当該機能の利用を開始した日（端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第 28 条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日とします。）から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。）

(4) 端末系交換機能第 10 欄ア(i)欄若しくはイ(i)欄又はルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄イ欄の場合

前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日（協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。）を含む月までの期間

2 料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄（2-1-1-1-2 第 2 欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、通信路設定伝送機能等（2-1-1-1-2 第 2 欄ア欄に規定する加算料及び 2-1-1-2 第 2 欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第 34 条の 4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 10 項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 2 欄ウ欄、第 6 欄及び第 9 欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3 協定事業者は、第 1 項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄に係るものに限ります。）、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態について

は、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能（2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。）及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定（故障回復時間に係るものに限ります。）を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

4 協定事業者は、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第15項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第14項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第1表第1（網使用料）に規定する閉門系ルータ交換機能第4欄イ欄に係るものに限ります。）については、この約款において料金表第1表第2（網改造料）に規定する網改造料と同様に取扱いします。

（従量制の網使用料の支払義務）

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、相互接続通信において利用する第63条（接続料金の機能の区分）に規定する機能ごとに、第70条（従量制の網使用料の計算方法）の規定に基づいて算定した従量制の網使用料を支払うことを要します。

3 協定事業者は、従量制の網使用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の各号の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。

- (1) 協定事業者が通信回数又は通信時間を記録している場合
協定事業者の記録する通信回数又は通信時間と料金表第1表第1（網使用料）の規定に基づいて算定した額
- (2) (1)以外の場合

把握可能な実績（機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月（第70条（従量制の網使用料の計算方法）に規定する暦月をいいます。以下この条において同じとします。）の前12暦月を最長として、その間の通信回数又は通信時間の累計をいいます。）に基づいて1日平均の通信回数又は通信時間を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と料金表第1表第1（網使用料）の規定とに基づいて算定した額

（網改造料の支払義務）

第66条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間（次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は1月間とします。）に係る料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の支払いを要します。

- (1) 次号に規定するものを除く接続用設備又は接続用ソフトウェアについては、第28条（完成通知）又は第34条（準用）に規定する完成通知に記載した期日（網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日とします。）
- (2) 料金表第1表第2（網改造料）1-1表第70欄第69欄の特定光信号端末回線伝送機能に係る個別管理対象設備については、特定光信号端末回線との接続を開始した期日
- (3) 接続料金のうち、網使用料及び前2号に規定する網改造料以外のものについては、その機能の利用を許諾する書面に記載した期日

- 2 第 36 条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）の規定に基づき個別管理対象設備を更改したときは、協定事業者は、前項の規定に準じて、更改された新たな個別管理対象設備に係る網改造料の支払いを要します。
- 3 第 34 条の 4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 19 項、第 36 条又は第 36 条の 2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第 1 表第 2（網改造料）2（料金額）2-1 の 2 に規定する網改造料の支払いを要します。
- 4 第 36 条の 2 第 1 項の規定に基づき、複数の協定事業者（当社を含む場合があります。）が現に利用している個別管理対象設備について一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第 1 表第 2（網改造料）2（料金額）2-1 の 3 に規定する網改造料の支払いを要します。
- 5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 3 項及び第 5 項を準用することとし、同条第 3 項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務

（工事費の支払義務）

第 67 条 協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する加入者交換機等接続回線設置等工事、第 37 条（その他の工事の請求）、第 37 条の 2（DSL 回線の回線調整工事）に規定する工事の申込み又は第 37 条の 4（光回線設備の回線調整等工事）の承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これを返還します。

2 前項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前にその工事の請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その工事の請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別に協議して定める額とし、個別契約の規定により算定するときは、その額とします。）を負担することを要します。

3 協定事業者からの申込みにより光屋内配線に係る工事を行うために当社が当社の係員を派遣したものの、利用者の不在等によりその工事を行うことができなかつた場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（手続費の支払義務）

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

- (1) 当社が、第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）に規定する相互接続点の調査を行ったとき。
- (2) 削除
- (3) 当社が、第 77 条（請求金額に不符合がある場合の取扱い）第 3 項に規定する課金照合を行ったとき。
- (4) 別表 2（接続形態）第 2 表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であつて、同別表第 3 表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が第 90 条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するとき。
- (5) 特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等に係る債権を当社が請求、回収するとき。
- (6) 当社が第 81 条（利用者料金の請求回収代行）の規定により協定事業者が請求、回収すべき利用者料金について、その請求、回収を代行したとき。
- (7) その協定事業者が、第 96 条（協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載）に規定する電話帳掲載の請求の承諾を受けたとき。
- (8) 削除

その協定事業者が第 97 条の 2（番号情報データベース登録）第 1 項ただし書きに規定する番号情報データベースへの書面による登録を請求し、当社がその登録を行ったとき。

- (9) その協定事業者が、第 98 条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第 99 条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）に規定する契約者情報の提供を受けたとき。
- (10) 当社が、電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用 I P 通信網サービスの契約を承諾したことにより、当社の契約者が協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することとなるとき。
- (11) その協定事業者が、第 10 条の 2（事前照会）の規定により、相互接続点を設置しようとする通信用建物等又は光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。）に関する情報の提供を受けたとき。
- (12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物等において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。
- (13) 第 95 条の 3（接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき（遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときを含みます）。
- (14) その協定事業者が、第 99 条の 3（DSL 回線等に係る情報の提供）に規定する情報の提供を受けたとき（ただし、同条第 1 項第 3 号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。）。
- (15) その協定事業者が DSL 回線（端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 4 欄に係るものに限ります。）、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 7 欄に係る回線（以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。）の設置（料金額の変更がある場合を含みます。）の申込みの承諾を受けたとき。
- (16) 協定事業者から第 2 群の伝送システムを用いる DSL 回線の設置若しくは移転又は第 2 群の伝送システムを用いる DSL 回線への変更（DSL 回線の技術的条件の具体的内容を変更する場合に限ります。）の申込みがあった場合又は協定事業者が現に設置している DSL 回線が第 2 群として取り扱われる場合において、当社がその DSL 回線（収容に係る利用制限が設けられている第 2 群の伝送システムを用いるものに限ります。その回線を収容するカッドを変更する場合は変更後のものをいいます。）と同一カッド内に収容される他方の端末回線の収容状況又はその DSL 回線（換算線路長に係る利用制限が設けられている第 2 群の伝送システムを用いるものに限ります。）の換算線路長を調査したとき。
- (17) 協定事業者（当社である場合を含みます。以下この号において同じとします。）の DSL サービスの用に供する DSL 回線と同一カッド内に収容された他方の端末回線を利用する他の協定事業者から、その DSL 回線からの信号の漏えいによる影響が他方の端末回線に生じている旨の申し出があった場合において、当社が、その申し出を行った協定事業者に、その DSL 回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実及びその DSL 回線を利用する協定事業者名等を調査したとき。
- (18) 削除
- (19) その協定事業者が、第 99 条の 6（光回線設備に係る情報の提供）に規定する情報の提供を受けたとき。
- (20) その協定事業者が光信号端末回線（端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 6 欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号中継回線（光信号中継伝送機能に係るものに限ります。）、光信号局内回線（光信号局内伝送機能に係るものに限ります。）又はその他の機能第 23 欄第 24 欄（以下「I P 通信網回線」といいます。）の設置の申込みの承諾を受けたとき。
- (21) その協定事業者が、第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の 8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の 9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線又は光信号端末回線に関する情報の提供を受けたとき。
- (22) その協定事業者が端末回線伝送機能 2-1-1-2 第 2 欄ア欄の加算料に係る回線の設置

の申込みの承諾を受けたとき。

(23) (23) ~ (24) (25) 削除

(25) (26) 当社が、第 10 条の 13（電柱添架申込み）第 2 項の規定に基づき電柱添架の可否を回答するために現地調査を行ったとき。

(26) (27) 第 10 条の 14（電柱添架に係る立会い）の規定により、当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

(27) (28) その協定事業者が電柱添架を実施した場合であって、当社がその協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認を行ったとき。

(28) (29) 第 37 条の 5（一括申込み）第 3 項に規定する一括申込みに係る回答を行ったとき。

(29) (30) 当社が、第 34 条の 4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄ア欄（通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのものと組み合わせて提供するものに限ります。））、ウ欄、又はエ欄又は第 4 欄(7) 欄に限ります。）を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30) (31) その協定事業者が、端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。）ごとの線路条件及び収容状況に係る情報（以下「端末回線情報」といいます。）の提供を受けたとき。

(31) (32) 削除

(32) (33) 当社が、第 34 条の 10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき。

(33) その協定事業者が、第 34 条の 10 第 3 項又は第 7 項に規定する申込みを行う際に、同条第 4 項第 2 号を選択した場合であって、当社がその協定事業者が要望する光信号端末回線との接続ができない旨の回答を行ったとき。

(34) その協定事業者が、第 99 条の 13（申込者情報確認結果の提供）に規定する申込者情報確認結果の即時の通知（以下「即時通知」といいます。）を受けたとき（申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を開始した期日を含む月から、当該設備の利用中止を行った期日を含む月までの期間（第 99 条の 13 第 5 項、第 6 項又は第 7 項の規定により、当社が申込者情報確認結果の即時通知を停止、制限又は一時中断した期間を含みます。）、手続きの支払いを要するものとします。）。

(35) 当社が、接続申込者が光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査したとき。

(36) 接続申込者が、第 34 条の 4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第 16 項に規定する特定光信号端末回線に関する調査の回答を受けたとき

2 前項第 15 号の規定にかかわらず、DSL 回線について、専用サービス契約約款に規定するリンク未確立状態（DSL 方式に起因する事象であって、専用回線の終端に接続される変復調装置（以下「DSL モデム」といいます。）とその DSL モデムと対向して協定事業者が設置する DSL 装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）が発生した場合であって、協定事業者がそれを記した書面をその DSL 回線に係る機能の利用を開始した日から 20 日以内に当社に提出するとき（専用サービス契約約款に規定する DSL 等接続専用サービスの契約者が当該専用契約を解除する場合に限ります。）は、手続きの支払いを要しないこととします。

3 第 1 項第 29 号第 30 号の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、接続工事等が完了しなかったときは、手続きの支払いを要しないこととします。

4 当社は、支払いを要しないこととされた手続きが既に支払われているときは、その手続きを返還します。

5 第 1 項の規定にかかわらず、手続きの開始後終了前にその手続きの請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別に協議して定める額とし、個別契約の規定によ

り算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。

(光信号引込等設備に係る負担額の支払義務)

第 68 条の 2 第 34 条の 6 (光信号引込等設備の取扱い) 第 6 項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、協定事業者は、料金表第 4 表 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額) 第 2 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額) に規定する負担額を支払うことを要します。

(電柱に係る負担額の支払義務)

第 68 条の 3 接続申込者は、第 10 条の 13 (電柱添架申込み) 第 3 項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結したときは、料金表第 3 表 (預かり保守等契約等に基づく負担額) 第 3 (電柱に係る負担額) に規定する費用を事業年度ごとに負担することを要します。

2 前項に規定する事業年度において電柱添架を実施しない期間が生じた場合は、接続申込者は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度において電柱添架を開始した日 (電柱添架に関する個別契約に定める日とします。ただし、その日が前事業年度以前の日である場合は当該事業年度の初日とします。) を含む月から電柱添架を終了した日 (電柱添架に関する個別契約に定める日とします。ただし、その日が翌事業年度以降の日である場合は当該事業年度の最終日とします。) を含む月までの期間に相当する電柱添架の費用を負担するものとします。ただし、接続申込者は、この約款によらない当社との契約に基づき当社の電柱に装置等を設置している同一の場所において継続して電柱添架を開始するときは、電柱添架を開始した日を含む月に相当する電柱添架の費用の負担は要しないものとします。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

第 69 条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料は暦月に従って計算します。

2 当社は、第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号、第 2 項、第 3 項、第 4 項又は第 66 条 (網改造料の支払義務) 第 5 項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。

この場合において、第 64 条第 3 項又は第 66 条第 5 項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

3 当社は、定額制の網使用料 (第 64 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものに限り) は見込み需要と料金表第 1 (網使用料) との規定により計算します。

(従量制の網使用料の計算方法)

第 70 条 当社は、従量制の網使用料は暦月に従って、毎月初日の午前 0 時から末日の午後 12 時までの間に終了した通信について、次条により測定する通信回数又は通信時間の累積と料金表第 1 表第 1 (網使用料) の規定とにより計算します。

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点 (その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。) を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

2 通信時間は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点から起算し、当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。

(1) 当社が業務上の必要により設置する電気通信回線であってその電気通信回線への通信に関する料金について利用者がその支払いを要しないこととされているものへの通信

(2) 試験用の通信 (当社又は協定事業者の設定した試験番号に係る通信に限ります。)

(3) 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した通信

(4) 削除

(5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社又は特定端末系事業者が利用者料金の支払いを要しない措置を行った場合における、当該措置の開始から終了までの期間に発信された以下の通信

ア 公衆電話 (当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り) から発信された通信

イ 避難施設等での通信手段確保又は帰宅困難者の連絡手段確保のため特別に設置した電話（当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り。）から発信された通信

(6) 当社のENUMサーバを利用する通信であって、加入者交換機及び一般収容局ルータと接続しない通信。

(料金等の支払い)

第 72 条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、建設請負契約に基づく負担額、預かり保守等契約等に基づく負担額、光信号引込等設備に係る負担額、その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額、割増金、違約金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める支払期日までに（当社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約若しくは接続用ソフトウェア開発契約に規定します。

(料金の一括後払い)

第 73 条 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ協定事業者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金等を、当社が指定する期日までに、まとめて支払うよう請求することがあります。

(期限の利益喪失)

第 73 条の 2 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき（第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。）は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

(1) 接続申込者が、負担する債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき。

(2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) 接続申込者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) 接続申込者の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) 接続申込者の所在が不明であるとき。

(6) 接続申込者について電気通信事業の登録が取消されたとき（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるとときを除きます。）。

(7) 接続申込者が電気通信事業の全部を廃止したとき。

(8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。

(9) その他接続申込者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、接続申込者がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき

2 当社は、前項の規定により接続申込者が当社に対して直ちに弁済しなければならない債務に、前払金（接続申込者が期限の利益を失ったときに協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべきもの（第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 2 項において準用する最低利用期間の規定に基づき接続申込者が負担すべき残余の期間に対応する網使用料及び第 66 条（網改造料の支払義務）第 3 項又は第 4 項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料を含みます。）に限るものとし、当社が計算して接続申込者に請求するものとし、）を含めることができるものとします。

(網使用料の実績に基づく精算)

第 74 条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）に規定する端末系交換機能第 10 欄ア(イ)欄若しくはイ(イ)欄又はルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値（以下この条において「当年度実績」といいます。）を把握したときは、第 69 条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第 3 項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算用料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した IP パケットを送受信した量とし、当社の機器により把握します。

3 当社は、当社の機器の故障等により送受信データ量の実績値を正しく把握することができな

った場合は、把握可能な実績（機器の故障等により正しく把握することができなかった日の初日（初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月（第70条（従量制の網使用料の計算方法）に規定する暦月をいいます。以下この項において同じとします。）の前12暦月を最長として、その間の送受信データ量の累計をいいます。）に基づいて算出した1日平均の送受信データ量に送受信データ量を正しく把握できなかった期間の日数を乗じた値と、正しく把握することができた送受信データ量に基づき、当年度実績を把握することとします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。

（手続費の実績に基づく精算）

第74条の2 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

（工事費及び手続費等の遡及適用）

第75条 当社は、料金表第2表（工事費及び手続費）に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費（1件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第5節 削除

第76条 削除

第6節 請求金額に不符合がある場合の取扱い

（請求金額に不符合がある場合の取扱い）

第77条 当社は、当社の請求する従量制の網使用料について、協定事業者からその記録する課金資料とに差異が生じた旨の申し出があった場合には、協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項により課金照合を行うこととします。

2 当社が協定事業者からその協定事業者に係る網使用料について支払いの請求を受けた場合であって、当社が記録する課金資料とに差異が生じたときは、当社はその協定事業者に課金照合を行うことを請求することとします。

3 当社は、課金照合を当社から請求した場合であって、その協定事業者が課金照合をすることができないため当社に対し課金照合の実施を依頼する回答を得た場合には、当社において課金照合を行うこととします。

4 当社は、課金照合により一方の記録する課金資料に誤りがあったことが判明した場合には、他方の記録する課金資料を正当なもののみならず取扱い、原因が判明しない場合には、協定事業者と協議の上、網使用料の額を決定することとします。

第6節の2 債務の履行の担保

（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）

第77条の2 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 接続申込者が、前項に規定する協議の申入れに応じない場合又は前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合（前項に規定する協議により接続申込者が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。）は、当社は、接続申込者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等（当社が承認した者に限ります。以下同じとします。）の債務

保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内（次条第2項から第4項に規定する範囲を超えないものとします。）で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。

（債務の履行の担保）

第77条の3 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと（接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）があるとき
- (2) 第73条の2（期限の利益喪失）第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき
- (3) 直近の決算において債務超過であるとき
- (4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき（ただし、その接続申込者が、支払いを怠るおそれがないことを示す資料（当社が別に定めるものとします。）を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。）
- (5) 第48条の3（情報の提出）第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
- (6) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき

2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）とします。

- (1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額（接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。）
- (2) 協定が消滅するとした場合に、第66条（網改造料の支払義務）第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額（接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。）

3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続き費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額（前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。）について、前払い、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。

4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。）に相当する額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。

5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。ただし、期間満了時において、当社が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に扱うものとします。

6 当社は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。

7 当社は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

- 8 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額を当社が請求したときから協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、書面により同意するときは、第2項第1号の規定中「4ヶ月分」とあるのを「3ヶ月分」と読み替え、読み替え後の同項の規定を適用します。この場合において、接続申込者は、次の各号に掲げる事項について書面により同意することを要します。
- (1) 接続に関し負担すべき金額を、当社が新たに定める期日（従前の支払期日以前の日を指定するものとします。）までに支払うこと
 - (2) 接続に関し負担すべき金額を支払った旨を、その支払い後直ちに当社に通知すること
 - (3) 接続に関し負担すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があること
- 9 前項の場合に、当社は、第45条第1項の規定にかかわらず、接続の停止と併せて協定の解除を行うことがあります。この場合に、当社は接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行います。

第7節 割増金、違約金及び延滞利息

(割増金)

第78条 協定事業者は、料金等（この条において割増金及び延滞利息を除きます。）の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

（一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）

第78条の2 接続申込者が、第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、別表4（違約金）第1（一般光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金）に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限り、）に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2 接続申込者が、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、別表4第2（光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金）に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限り、）に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 接続申込者が、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。）は、接続申込者は当社に対して、別表4第3（光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）に規定する額（撤回された部分の申込みに係るものに限り、）に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

4 接続申込者が、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項に規定する特定光信号端末回線についての調査の申込みが当社に到達した日から当社が回答するまでの間に、その調査の申込みを撤回したとき又は同条第17項に規定する特定光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を

含みます。)は、接続申込者は当社に対して、その申込みの撤回により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第 78 条の 3 接続申込者が、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 1 項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき (当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第 10 条の 4 (相互接続点の設置) 第 2 項若しくは第 4 項又は第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第 4 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額 (撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み (接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとしします。)を、第 10 条の 3 第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 (違約金) 第 4 (通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金) 第 1 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) 相互接続点の設置の申込み (前号に規定するものを除きます。)を、第 95 条第 1 項第 1 号に規定する建設請負契約を締結した日又は同条第 3 項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表 4 第 4 第 2 欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

2 前項の場合において、接続申込者が、第 95 条第 2 項の規定により、設備保管料 (保管料に限ります。)及び設備使用料に係る費用 (撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとしします。

(電柱添架の手続きに係る違約金)

第 78 条の 4 接続申込者が、第 10 条の 13 (電柱添架申込み) 第 1 項に規定する電柱添架の申込みが当社に到達した日から同条第 3 項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、その申込みを撤回したとき (当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合又は同条第 3 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は、別表 4 (違約金) 第 5 (電柱添架に係る違約金) に規定する額 (撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(延滞利息)

第 79 条 協定事業者は、料金等 (この条において延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いのあった日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第 8 節 債権譲受

(債権譲受)

第 80 条 削除

2 当社は、特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等について、その料金債権を譲り受けることがあります。

第 9 節 請求回収代行

(利用者料金の請求回収代行)

第 81 条 当社は、第 90 条 (利用者料金の請求) の規定にかかわらず、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金について、協定事業者がその契約者 (当社の契約者である場合に限ります。以下この条において同じとします。)の要望に基づき当社に依頼する場合に限り、当社がその協定事業者の代理人として当社の利用者に対する請求書により請求し収納する取り扱いを行うことがあります。

2 前項の規定により当社が請求した利用者料金について、その契約者が当社が別に定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は前項に規定する取扱いを廃止します。

- 3 当社は必要であると判断した場合は、その協定事業者はその契約者からの要望であることを証明するよう求める場合があります。
- 4 当社が利用者料金の請求、収納を行うにあたり、その契約者から苦情、訴え等があった場合には、その協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。

第10節 端数処理

(端数処理)

第82条 当社は、料金等その他の計算において、別に定める場合を除きその計算結果に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てます。

第11章 技術的条件

(技術的条件)

第83条 当社は、第5条(標準的な接続箇所)第1項に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、技術的条件集に規定します。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第84条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、相手方の責めに帰すべき事由(他の協定事業者の宅内スプリッタ、局内スプリッタ又は配線設備の原因により接続が行われなかった場合を除きます。)により自己の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その費用の負担について協議するものとし、

3 当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間単位料金である場合において、相手方がその契約者の責めによらない事由により接続を行わなかったときは、それぞれの契約約款等で定めるところによりその契約者に対し自己の電気通信サービスに係る料金の支払いを要しないこととします。この場合において、当社又は協定事業者は、その支払いを要しないこととした料金額について、相手方に対し求償しないものとし、

4 番号情報データベースに登録された番号情報の誤謬又は番号情報の不正利用によって、協定事業者に損害が生じた場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由がない限り、協定事業者に対する責任を負わないものとし、

(解除等の場合の取扱い)

第85条 当社又は協定事業者は、協定が解除された場合又は消滅した場合には、その原因を有する相手方に対し、解除又は消滅により発生した損害額(新たに発生する費用(その原因を有する相手方が協定事業者である場合にあっては、当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。)及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別に協議して定める額とし、個別契約の規定により算定するときは、その額とします。))を含みます。

2 前項の規定は、当社又は協定事業者が協定に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。
(事業の休止の場合の取扱い)

第86条 当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間単位料金である場合において、相手方が事業を休止したときは、それぞれの契約約款等に定めるところによりその契約者に対し自己の電気通信サービスに係る料金の支払いを要しないこととします。この場合において、当社又は協定事業者は、その支払いを要しないこととした料金額を相手方に対し求償できるものとし、

(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)

第87条 当社は、次の各号に規定する場合において、接続用設備又は接続用ソフトウェア以外の指定電気通信設備に著しい過不足が生じたときは、協定事業者と協議の上、その過不足の調整に必要な費用の負担を求めることができるものとし、

- (1) 協定事業者の故意又は重大な過失により、提出されたトラヒック又は回線数の予測値と実績値との間に著しい乖離が生じた場合。
- (2) 第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）の規定によるトラヒック又は回線数等の通知について合理的な理由の提示がなく協力が拒否された場合。

（免責）

第 88 条 当社は、接続に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

2 当社は、この約款又は協定に基づく変更により協定事業者の電気通信設備又は当社の接続用設備若しくは接続用ソフトウェア（以下この条において「協定事業者の電気通信設備等」といいます。）の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

3 当社は、第 61 条（接続の中止）に規定する接続の中止により、当社又は協定事業者の電気通信設備の改造等を要することになる場合であっても、相手方の電気通信設備の改造等に要する費用について相互に負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

4 当社は、第 36 条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）の規定により光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置を更改した場合において、協定事業者が調達した宅内光信号電気信号変換装置（光信号と電気信号との間を変換する装置であって、光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置に対向して利用者宅内に設置するものをいいます。以下同じとします。）の更改等により損害が生じたときであっても、協定事業者に対する責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

（利用者料金の設定）

第 89 条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金（通信料又は専用料に限ります。以下この章において同じとします。）には、役務区間合算料金又は役務区間単位料金があります。

2 利用者料金を設定する電気通信事業者は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 2 表（利用者料金設定事業者）に掲げるとおりとします。

（利用者料金の請求）

第 90 条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その料金債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 3 表（利用者料金請求事業者）に掲げるとおりとします。

（ローミング等に係る特例）

第 91 条 第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

2 利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等に

より、課金を行うものとします。

ただし、当社は、協定事業者から個別に受領する課金に関する情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。

(利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)

第 93 条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。

ただし、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金請求事業者が行うことを要します。

2 当社又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社は、故障修理の請求等の対応に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

3 番号情報の登録又は利用にあたって契約者から苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、番号情報データベース登録事業者又は番号情報データベース利用事業者がその責任により対応するものとします。

(当社の端末回線等の提供条件)

第 94 条 当社の端末回線から発信する通信について協定事業者の電気通信設備への接続の可否、協定事業者の電気通信設備から接続する通信の当社の端末回線への着信の可否又は総合デジタル通信サービスにおける通信の種類ごとの協定事業者の電気通信設備への接続の可否は、技術的条件集に定めるところによります。

第 14 章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第 95 条 第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 6 項又は第 11 項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から 6 ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合を含みます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第 11 項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第 1 号及び第 2 号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第 1 号又は第 2 号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約（以下「建設請負契約」といいます。）

(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守する場合

接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約（以下「預かり保守等契約」といいます。）

(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当（保守スペースを含みます。以下同じとします。）の利用に関する契約（以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。）

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。この場合において、当社は、前項の契約その他の書面に料金表第 2 表の 2（建設請負契約に基づく負担額）又は料金表第 3 表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する算出式の項目（建設請負契約に基づく負担額にあつては、請負工事費と材料費に分計した内訳を含むものとします。）ごとの費用を示すものとします。

(1) 建設請負契約を締結する場合

料金表第 2 表の 2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用と

します。

(2) 預かり保守等契約を締結する場合

料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用のうち、次号の各欄に定める期間において該当する費用とします。

ただし、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(3)に規定する設備保守料にあつては、次号ウ欄に規定する電気料を負担する期間と同じ期間において該当する費用とします。

(3) コロケーション・スペース利用契約を締結する場合

料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用（同表第1（通信用建物に係る負担額）に規定する費用については、設備保守料を除きます。）のうち、次の各欄に定める期間において該当する費用とします。

ア 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料及び(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るものに限り、）を負担する期間

第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

イ 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るものを除きます。）を負担する期間

当社の電力設備の準備が整う日から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

ウ 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)イに規定する電気料を負担する期間

(7) 建設請負契約に基づき当社が工事を請け負う場合であつて、新たな電力設備利用を開始するとき

当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

(4) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置する工事（以下「自前工事」といいます。）を行う場合であつて、新たな電力設備利用を開始するとき

接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

3 第1項の場合において、接続申込者が自前工事を実施するときは、接続申込者は、当社に対し、別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書（工事着手予定日、工事完了予定日（接続申込者が新たな電力設備利用を開始しない場合に限り、）及び電力設備利用開始希望日（接続申込者が新たな電力設備利用を開始する場合に限り、）の指定を含みます。）により、自前工事の申込みを行うことを要します。当社は、当社の業務遂行上支障があるときを除いて、その自前工事の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、その接続申込者と接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の自前工事に関する契約を締結します。

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限り、）を撤回したものとみなします。

5 第2項第2号及び第3号の場合において、接続申込者は、建設請負契約に基づく工事の申込み又は自前工事の申込みが当社に到達する日以降、当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間（当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合は、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料に限り、当該工事着手による利用開始の日から当社の電力設備の準備が整う日の前日までの期間を除きます。ただし、自前工事着手後に、準備の内容を変更する必要が生じた場合は、この限りではありません。また、接続申込者の責めに帰すべき事由により経過した期間を除きます。）は、費用の負担を要しません。

6 接続申込者は、第10条の3第1項に規定する相互接続点の調査及び設置の申込みと同時に本条第3項に規定する自前工事の申込みを行うことができるものとします。この場合において、当

社は、接続申込者の相互接続点の調査及び設置申込みについて、全て提供可能である旨の回答を行ったときに限り、第3項に規定する自前工事の申込みの承諾を行うものとします。

(接続申込者等による立会いのための立入り)

第95条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、その設置又は保守に立ち会うため通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2 第10条の5(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)第2項及び同条第3項の規定は、前項の場合に準用します。この場合において、同条第2項中「別表3(様式)様式第6の」とあるのは「別表3(様式)様式第26の」と、同条第3項中「別表3(様式)様式第7の」とあるのは「別表3(様式)様式第27の」と読み替えるものとします。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の保守に立ち会うための立入りであって、その保守が接続に必要な装置等の故障を修理するために行われる場合その他緊急やむを得ない場合は、前項において準用する第10条の5第2項の通知は、その立入りを行おうとする日に行うことができるものとし、当社は、特別の事情がない限り、遅滞なく前項において準用する第10条の5第2項の承諾を行います。

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)

第95条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと(遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うことを含みます。)を要します。

(1) 削除

(2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を通信用建物等において搬出入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがある作業を行うとき。

(3) 当社の発電設備、受電設備又は蓄電池設備が設置されている場所に立ち入るとき。

(4) その接続申込者がその設置又は保守に着手するにあたり、その通信用建物等及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。

(5) その設置又は保守を行う通信用建物等が当社の指定電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物等への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が通信用建物等において工事又は保守を行ったことがなく、その設置又は保守に係る作業によって当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) 接続申込者との協議の上その接続申込者から立会いの依頼があったとき。

2 第10条の5(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)第2項、同条第3項及び前条第3項の規定は、前項の場合に準用します。この場合において、第10条の5第2項中「別表3(様式)様式第6の」とあるのは「別表3(様式)様式第28の」と、同条第3項中「別表3(様式)様式第7の」とあるのは「別表3(様式)様式第29の」と、前条第3項中「保守に立ち会うための」とあるのは「保守のための」と、同項中「前項において準用する」とあるのは「第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第2項において準用する」と読み替えるものとします。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、

当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が 500 万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

- (1) 当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間
 - ア 当社と建設請負契約を締結しない場合
 - (7) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を、接続申込者が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合であって、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき。
 - 2週間以内
 - (イ) (7)(ウ)以外の場合
 - 1ヶ月以内
 - (ウ) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を設置する場所において、その接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき。
 - 1ヶ月半以内
 - イ ア以外の場合
 - 2ヶ月以内
- (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
 - ア 通信用建物において工事を実施する場合
 - (7) その接続に必要な装置等が第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄に定める箇所で接続される場合
 - 1ヶ月以内
 - (イ) (7)以外の場合
 - 1ヶ月半以内
 - イ ア以外の場合
 - 3ヶ月以内

2 前項の場合において、接続申込者が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可その他の国若しくは地方公共団体の処分が必要であるときはその処分に係る当社の申請その他の行為からその処分がなされるまでの期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まないものとします。

3 第1項ただし書きの場合（当社と建設請負契約を締結しない場合に限り。）において、当社は当社設備の提供可能時期を接続申込者へ通知することとします。また、通知までの期間が、当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から1か月を超える場合（前項に規定する事由により経過した期間については含まないものとします。）は、当社は事前にその理由、設置又は改修が必要となる設備及び回答予定時期について、接続申込者に通知（その時点で当社が把握可能な情報に限ります。）することとします。

（工事等の制限）

第95条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、通信用建物等が損壊したとき。
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は事業法施行規則第55条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。
- (4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があったとき。
- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙が行われるとき。
- (6) 主要国首脳会議その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。

- (7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。
- (8) 前3号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行われるとき。

第14章の2 あっせん又は仲裁による解決

(あっせん又は仲裁による解決)

第95条の6 当社又は協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）は、他方の事業者との間の協議が調わない場合においては、事業法第154条若しくは同法第157条のあっせん、同法第155条若しくは同法第157条の仲裁その他適切な方法によりその解決を図ることができます。

2 当社又は協定事業者は、他方の事業者から委員会に対して事業法第155条第1項又は同法第157条第3項の仲裁の申請がなされた場合は、当該他方の事業者から仲裁の申請があった旨の通知が委員会から当社又は協定事業者に到達した日から1週間以内に、当該他方の事業者に対してこれに係る申請書を提出するか否かの通知を行うものとします。また、その申請の内容に関して仲裁の申請をしようとするときは、2週間以内に申請を行うものとします。

第14章の3 削除

第95条の7 削除

第15章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内並びに番号情報データベース登録及び番号情報データベース利用

(協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載)

第96条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、次の各号の場合を除き、協定事業者の契約者の氏名又は名称、契約者回線番号等、その終端のある場所等について、当社が発行する職業別電話帳に掲載します。また、当社が別に定めるところにより、職業別電話帳の掲載事項を掲載した電話帳（その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。）に掲載することがあります。

- (1) 電話帳に記載する名称等が当社が別に定める掲載基準に抵触する場合。
- (2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

(協定事業者の契約者の契約者回線番号等の番号案内)

第97条 当社は、協定事業者から請求があったときは、次の各号の場合を除き、当社の番号案内サービスにおいて、その協定事業者の契約者の契約者回線番号等の番号案内を行います。

- (1) 協定事業者が、前条に規定する当社の電話帳への掲載を行っていない場合。
- (2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

2 当社は、協定事業者から請求があったときは、次の各号の場合を除き、当社の番号案内サービスにおいて、その協定事業者の当社の電話帳への掲載を行っていない契約者回線番号等の番号案内を行います。

- (1) 番号案内データベースに登録する名称等が前条第1号に定める基準に抵触する場合。
- (2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

(番号情報データベース登録)

第97条の2 当社は、協定事業者から請求があったときは、協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により契約者の番号情報（「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。））に遵い、電話帳掲載又は番号案内に必要な範囲で当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）の登録

(新規登録、登録内容の変更又は削除を含みます。以下この条において同じとします。)を行います。

ただし、協定事業者は、電気通信回線設備による接続又は磁気媒体に代えて、書面により、契約者の番号情報の登録を請求することができます。

- (1) 協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること(この場合において、協定事業者は、契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます。)
- (2) 協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。
- (3) 協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。
- (4) 協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。
- (5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 番号情報データベース登録事業者は、当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、次条第2項に規定する番号情報の提供停止に関して番号情報データベース利用事業者から苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、番号情報データベース登録事業者の責任により対応するものとします。

(番号情報データベース利用)

第97条の3 当社は、協定事業者(協定以外の契約により番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに收容された契約者の番号情報を電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により提供します。

- (1) 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合(番号案内機能等第5欄イ欄を利用する場合に限ります。)には、協定事業者のデータベース(電氣的なデータベース以外のデータベースを含みます。)を遅滞なく修正すること。
- (2) 番号情報データベース登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと(逆検索機能(契約者の氏名又は名称(契約者回線の終端のある場所等を指定する場合を含みます。以下この条において同じとします。))を指定して契約者回線番号等を検索する以外の検索機能をいいます。)及びダウンロード機能(具体的な契約者の氏名又は名称を指定することなく契約者回線番号等を抽出することをいいます。)を利用できないよう技術的に必要な措置が講じられていること等を含みます。)
- (3) 協定事業者が、自ら(他者に業務を委託する場合を含みます。)電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
- (4) 前条第1項第3号により、契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは、協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。
- (5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 前条第2項の請求があった場合には、当社は、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された番号情報データベース利用事業者に通知して、前条第2項の請求を行った協定事業者の契約者に係る番号情報の提供を停止します。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます

(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第 99 条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第 3 項において同じとします。))をお客様情報照会書により回答します。

- (1) 契約者情報の提供対象となる契約者(以下この章において「対象契約者」といいます。)がその協定事業者の電気通信サービス(他社相互接続通信に係るものに限り、)の契約者(以下この章において「他社サービス契約者」といいます。)であること。
- (2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等と一致すること。
- (3) 当社が、対象契約者に係る契約者情報をその協定事業者に提供することについて、その協定事業者が対象契約者の同意を書面等により得ていること。
- (4) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。
 - ア その協定事業者の電気通信サービスに係る利用者料金を請求、回収する等特に業務遂行上必要な目的のためだけに、提供された契約者情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。
 - イ 提供された契約者情報を自ら(他者に業務を委託する場合があります。)利用することとし、他者に二次提供しないこと。
 - ウ 目的達成後は遅滞なくその契約者情報を消去すること。
 - エ 対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。
 - オ その他、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン(令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号)」(以下「個人情報保護ガイドライン等」)といいます。)を遵守すること。

(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。

- 2 前項の場合において、契約者情報を提供しないときは、当社はその理由を協定事業者に通知します(前項第 3 号又は第 4 号に該当しないとして当社が契約者情報を提供しないときは、第 3 項から第 5 項の規定によるものとします。)。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由があるときを除き、契約者情報を提供しないことによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。
- 3 当社は、契約者情報の提供にあたって必要であると判断したときは、その契約者情報に係る対象契約者の同意を得たことを証する書面を提出するよう協定事業者に求めることがあります。この場合において、その協定事業者は、その書面を当社に提出することを要するものとします。
- 4 協定事業者が第 1 項第 4 号に掲げる事項を遵守しないおそれがあり、当社が必要であると判断したときは、当社はその協定事業者に第 1 項第 4 号に掲げる事項の遵守状況に係る調査報告を求めることができるものとし、その協定事業者は当社に調査結果を速やかに報告することを要します。
- 5 前 2 項の場合において、協定事業者から対象契約者の同意を得たことを証する書面が提出されるまでの間、又は協定事業者による調査結果により協定事業者が第 1 項第 4 号に掲げる事項を遵守しないおそれがないことが明らかになるまでの間、当社は、契約者情報の提供を停止する理由、停止する日及び期間を協定事業者に通知した上で、契約者情報の提供を停止することがあります。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由があるときを除き、契約者情報の提供の停止によって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。
- 6 協定事業者に対する契約者情報の提供に関して、対象契約者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は対象契約者に対して責任を負わないものとし、協定事業者がその責任を負うものとします。
- 7 契約者情報の提供に係る具体的な事務処理については、当社と協定事業者との協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。

第 98 条の 2 削除

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者（音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式（当社は、情報の授受に用いる媒体等の方式について、みなし契約事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。以下この項及び次項において同じとします。）により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により回答します。

(1) 対象契約者が他社サービス契約者であること。

(2) 当社が別に定める方式により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3) 対象契約者が、みなし契約事業者が指定した利用期間の開始日までに、電話サービス契約約款第 89 条第 1 項ただし書又は総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項ただし書の規定に基づき、そのみなし契約事業者との契約を締結しない旨の意思表示をした者（以下「不締結契約者」といいます。）でないこと。

(4) そのみなし契約事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。

ア そのみなし契約事業者の契約約款に定める電気通信サービスに係る利用者料金（電話サービス契約約款の料金表に定める通話料金又は総合デジタル通信サービス契約約款の料金表に定める通信料金に相当するものに限ります。）を請求、回収する目的のためだけに、提供された契約者情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

イ 提供された契約者情報を自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）利用することとし、他者に二次提供しないこと。

ウ 目的達成後は遅滞なくその契約者情報を消去すること。

エ 対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

オ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。

(5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。

2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以降のものに限ります。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報（この条、第 68 条（手数料の支払義務）第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表（工事費及び手数料）第 2（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）の表中第 8 欄において「契約者情報」に含みます。）を当社が別に定める方式により回答します。

(1) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(2) 当社が、対象契約者（不締結契約者に限ります。）に係る異動事由の有無に関する情報をそのみなし契約事業者に提供することについて、そのみなし契約事業者がその対象契約者の同意を書面等（その内容についてあらかじめ当社の承認を得ることを要するものとします。）により得ていること。

(3) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

- (4) 第1項第1号、第3号、第4号（アを除きます。）及び第5号のいずれにも該当すること（第1項第1号及び第3号にあっては対象契約者が他社サービス利用休止契約者の場合に限り、）。
- 3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。
- (1) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。
- (2) 第1項第1号及び第3号から第5号のいずれにも該当すること（この場合において、第1項第3号に定める規定には音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項ただし書及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項ただし書の規定を、第1項第4号アに定める利用者料金には音声利用IP通信網サービス契約約款の料金表及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に定める通信料金に相当するものを、それぞれ含みます。）。
- 4 第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第2項及び第4項から第7項の規定は、前3項の場合に、同条第3項の規定は、第2項の場合に準用します。この場合において、同条第2項に「前項の」とあるのは「第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項から第3項の」と、「前項第3号又は第4号」とあるのは「第99条第1項第4号、第99条第2項第2号、第3号若しくは第4号（同条第1項第4号に係る部分に限り、）又は第99条第3項第2号（同条第1項第4号に係る部分に限り、）」と、「第3項から第5項」とあるのは「第99条第4項の規定により読み替えて準用する第98条第3項から第5項」と、同条第3項に「対象契約者」とあるのは「対象契約者（不締結契約者に限り、）」と、同条第4項及び第5項に「第1項第4号」とあるのは「第99条第1項第4号、第99条第2項第3号若しくは第4号（同条第1項第4号に係る部分に限り、）又は第99条第3項第2号（同条第1項第4号に係る部分に限り、）」と、同条第5項に「前2項の場合において」とあるのは「第99条第4項の規定により読み替えて準用する第98条第3項又は第4項の場合において」と読み替えるものとします。

（通信用建物の空き情報等の提供）

第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量（空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量（空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。）を下回る場合にあっては、速やかに更新します。）、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所（この項において、MDF端子に係るものを除きます。）がない通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします（当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。）。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

（DSL回線等に係る情報の提供）

第99条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から3営業日以内（第3号に規定する情報の提供を求められた場合は2週間以内）にその情報を

回答します。

- (1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件（MDFを設置する通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値及び手ひねり接続箇所の数、所外ケーブル（MDFからDSL回線の終端に最も近い電柱までのメタリックケーブルをいいます。以下同じとします。）の換算線路長、伝送損失（以上の情報は計算による値となります。）、絶縁種類及び線径並びに当該DSL回線のブリッジタップの状況をいいます。以下料金表第1表において同じとします。）
 - (2) DSLサービスの契約者の利用開始時、DSL回線故障時、回線調整後における協定事業者が接続するDSL回線ごとの収容状況（当該回線の同一、隣接又はひとつ飛びカッド若しくはサブユニット（プラスチック絶縁ケーブルにおいて、5つのカッドで構成する単位をいいます。）に収容されている状況をいいます。以下同じとします。）
 - (3) DSLサービスの契約者の利用開始時のDSL回線の雑音特性及び回線調整時の伝送損失（ただし、この号の情報提供の方法について、当社は協定事業者と協議します。）
- 2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報（き線点の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長（当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報（情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。）を回答します。
- 3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、その協定事業者が指定するき線点の電柱ごとに、き線点換算線路長の提供を求められた場合は、その情報を回答します。
- 4 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、当社のメタリック加入者線と協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否（相互接続点を設置しようとする電柱がき線点の電柱でない場合又は一部のメタリックケーブルに係るメタリック加入者線との接続が不可となる場合等）にあっては接続不可となるものとし、その情報の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する電柱ごとに、その情報を回答します。
- （DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

- (1) 電話サービス、総合デジタル通信サービス及びDSLサービスを提供する端末回線数（電話サービス及び総合デジタル通信サービスにあっては、一部区間が光ファイバ化された回線及び全て電氣的信号を送受する伝送路設備で提供されている回線の内訳（事務用及び住宅用の内訳を含みます。）を含みます。その合計から電話重畳しているDSLサービスを提供する端末回線数を減じた数をMDFにおける全端子数とします。）並びにMDFにおける空き端子数（端子数は範囲で提供します。）
 - (2) 当社の光ファイバ化の現状及び今後の計画
 - (3) 端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。）の撤去が完了している通信用建物の名称及び位置情報（住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。）並びに端末回線の撤去計画
 - (4) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数
 - (5) 通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況
- （様式）

第99条の5 この約款の規定に基づく接続申込者からの申込み及びその申込みに対する当社からの回答は、別表3（様式）に規定する様式によるものとします。ただし、別表3に様式の定めがないものについては、任意の様式により申込み又は回答を行うことができます。

2 第34条の3（一般光信号中継回線の接続）第5項に規定する当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表3（様式）第7-2、第7-3及び第7-4の規定を適用するものとします。

（光回線設備等に係る情報の提供）

第 99 条の 6 当社は、当社の光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。）と接続してサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理する光回線設備の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から 2 週間以内にその情報を回答します。

(1) 協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備の回線毎の伝送損失（測定による値となります。）又はパルス測定結果（その光回線設備に測定光を入射してその区間における光信号の反射量を測定した結果をいいます。）

(2) 協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備（光信号分岐端末回線及び特別光信号中継回線を除きます。）の経過年数

2 当社は、協定事業者から協定事業者が指定する利用区間に係る光信号端末回線の概算提供可能時期に係る情報（光信号端末回線の空き情報を考慮しない設備状況に基づくものをいいます。協定事業者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。）の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第 3 号に規定する情報の提供を請求するときは、第 1 号又は第 2 号に規定する情報の提供と併せて請求するものとします。

(1) 光配線区域の範囲（契約者回線等に基づく住所等を提供します。以下同じとします。）

(2) 光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標

(3) 光配線区域内の加入電話等（契約者回線、専用サービス契約約款等に基づく契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線及び未利用回線のうち、メタリックケーブルに係るものをいいます。以下同じとします。）の敷設数

4 当社は、接続申込者から、第 10 条の 2（事前照会）第 3 項若しくは第 34 条の 2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第 2 項に規定する回答又は第 99 条の 7（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）第 1 項第 3 号の規定に基づき提供する情報において一般光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報（他の区間の一般光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。）の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）

第 99 条の 7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1) 光回線設備の種類、コネクタ種別

(2) 光信号端末回線の提供可能エリア

(3) 各区間における一般光信号中継回線の全芯線数及び未利用芯線数（芯線数は範囲で提供します。）並びに区間距離

(4) 光回線設備の敷設計画

(5) 光信号端末回線が収容されている通信用建物の名称及び位置情報

(6) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数（光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないものと接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。）

(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が当社が別に定める芯線数以下の区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無

(8) 収容局ごとの光配線区域数（加入電話等の施設状況により分類した内訳を含みます。）及び加入電話等の敷設数

(9) 都道府県区域ごとにおける光信号端末回線（光信号分岐端末回線においては光信号端末回線の工事日仮予約を行ったものを除きます。）の納期回答状況

2 当社は、一般光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

（接続の手續及び算定根拠に関する情報の提供）

- 第 99 条の 8 当社は、接続協議等に関する情報について、当該情報をまとめた一の集合物により、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。
- 2 当社は、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。
- (宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)
- 第 99 条の 9 当社は、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能を利用する協定事業者に対してその協定事業者が宅内光信号電気信号変換装置を調達して設置するために必要な情報を提供します。
- 2 当社は、第 36 条(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)に規定するところにより、光信号伝送装置を更改しようとするときは、更改後の光信号伝送装置を新たに設置する日の 5ヶ月前までに、光信号電気信号変換装置を更改しようとするときは、更改後の光信号電気信号変換装置を新たに設置する日の 4ヶ月前までに、それぞれ端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能を利用する協定事業者に対して、更改後の光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置に対向して利用する宅内光信号電気信号変換装置を調達して設置するために必要な情報を提供します。
- 第 99 条の 10 削除
- (ISP 接続用ルータに係る情報の提供)
- 第 99 条の 11 当社は、協定事業者からの請求により、当社の ISP 接続用ルータから協定事業者の電気通信設備へ転送されるデータの実効速度に関して、当社が別に定める方法で取得する同時接続セッション数及び送受信データ量に係る実績データを提供するものとし、当社の電気通信設備の故障若しくは工事等による運転の停止又は輻輳等によるデータ収集の停止により当該データを測定することができない場合には、当社は、その提供を行わないものとします。
- (電柱所有に係る情報の提供)
- 第 99 条の 12 当社は、接続申込者から、その接続申込者が電柱添架を実施しようとする電柱が当社の所有に係るものであるか否かを判別する情報の提供を求められた場合は、その接続申込者が判別することができないときに限り、その情報を回答します。
- (申込者情報確認結果の即時通知)
- 第 99 条の 13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者(以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。)に係る申込者情報確認結果を、協定事業者等に即時通知します。
- (1) 協定事業者が、DSL 等接続専用サービス(専用サービス契約約款に規定する DSL 等接続専用サービスのうち電話重畳するものに限り、以下この条において同じとします。)の契約の申込み等(他社接続回線接続変更の請求及び専用契約の解除の通知を含みます。)をその申込者の代理人として当社に行う(以下「代行申込み」といいます。)場合
- ア DSL 等接続専用サービスと電話重畳する又は電話重畳している電話サービスの契約者
- イ 総合デジタルサービスの契約者(その契約の解除を行うと同時に DSL 等接続専用サービスと電話重畳する電話サービスに係る契約の申込みを行う者に限り、以下この条において同じとします。)
- (2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等(ダイヤルイン追加番号を含みます。)の利用休止等(契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種別がタイプ 2 の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。)の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合
- 利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者(ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者)とします。
- 2 当社は、協定事業者から、申込者情報確認結果の即時通知を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その即時通知を行います。
- (1) 協定事業者が、1 の当社の契約者回線番号等の指定と併せて、前項第 1 号に定める契約の申込み等又は前項第 2 号に定める利用休止等の申込みを行う者の氏名又は名称、その申込み等が行われた年月日、当該契約者回線番号等に係る総合デジタル通信サービスの利用の有無及び契約者回線の設置場所を当社に通知すること。
- (2) 協定事業者が、即時通知された申込者情報確認結果の取扱いにあつて、以下に掲げる事

項を遵守すること。

ア 申込者情報確認結果を、代行申込みを円滑に行うこと及び申込者情報確認結果が不一致であった場合において、前項各号に規定する申込み等を当社に行う者がその申込み等を補正することに限り利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

イ 申込者情報確認対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

ウ 当社が、申込者情報確認結果を協定事業者に即時通知することについて、その協定事業者が申込者情報確認対象契約者の同意を書面等（その内容についてあらかじめ当社の承認を得ることを要するものとし、）により得ていること。

エ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。

(3) その他、申込者情報確認結果の即時通知にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。

3 当社は、申込者情報確認結果の即時通知にあたって必要であると判断したときは、その申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面を提出するよう協定事業者に求めることがあります。この場合において、その協定事業者は、その書面を当社に提出することを要するものとします。

4 協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがある場合において、当社が必要であると判断したときは、当社はその協定事業者に第2項第2号に掲げる事項の遵守状況に係る調査報告を求めることができるものとし、その協定事業者は当社に調査結果を速やかに報告することを要します。

5 第3項の場合において協定事業者から申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面が提出されるまでの間、又は前項の場合において協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがないことが明らかになるまでの間、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を停止する理由、停止する日及び期間を協定事業者に通知した上で、申込者情報確認結果の即時通知を停止することがあります。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由があるときを除き、申込者情報確認結果を即時通知しないことによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

6 前項の規定にかかわらず、申込者情報確認件数が当社が別に定める基準に達した場合又は申込者情報確認結果が不一致である件数が当社が別に定める基準に達した場合は、当社は、協定事業者に通知をせずに、当社が別に定める間、申込者情報確認結果の即時通知をそれぞれ停止又は制限するものとします。この場合において、当社は、申込者情報確認結果を即時通知しないことによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

7 当社は、保守上やむを得ない理由等がある場合には、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断すること（天災、事変その他非常事態等の緊急やむを得ない場合を除き、当社は協定事業者に通知するものとします。）があります。この場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断することによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

8 協定事業者に対する申込者情報確認結果の即時通知に関して、申込者情報確認対象契約者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は申込者情報確認対象契約者に対して責任を負わないものとし、協定事業者がその責任を負うものとします。

9 協定事業者が申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を中止する場合は、協定事業者は、その中止を希望する日を含む暦月の初日の3ヶ月前までに、別表3（様式）様式第30の書面により中止の申込みを当社に行うことを要します。この場合において、協定事業者は、当社が別に定める実費（当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。）の支払いを要するものとします。

10 前項の場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を複数の協定事業者が現に利用している場合で、全部又は一部の協定事業者から当該設備の利用中止の申込みがあったときは、当該設備を利用している協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。

11 申込者情報確認結果の提供に係る具体的な事務処理については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。

（優先クラス通信機能に係る情報の提供）

第99条の14 当社は、次の各号に規定する情報を協定事業者（接続申込者を含みます。）が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、

費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

- (1) 優先クラス通信機能の利用開始可能時期に係る情報
- (2) 第 34 条の 14 第 3 項に定める設定パターンの利用可能残数
(指定電気通信設備に関連する情報システムに係る情報の提供)

第 99 条の 15 当社は協定事業者に対し、当社が主催する接続関連システム（協定事業者が当社の指定電気通信設備と協定事業者の設置する電気通信設備を接続する際に利用するシステムであって、当社が改修及び運用するものをいいます。以下同じとします。）に係る意見交換の場において、接続関連システムの開発に関し次の各号に規定する情報を提供します。

- (1) 開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別
- (2) 機能ごとの想定費用並びに接続料等への影響額及び影響期間
- (3) 前号に規定する費用の確定額
- (4) 開発規模に関する情報

(承諾の限界)

第 100 条 当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

(双務的条件)

第 101 条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第 9 条（当社の接続対象地域）、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第 33 条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第 35 条（修補の責任）、第 41 条（協定上の地位の移転）、第 42 条（協定上の地位の承継）、第 45 条（当社が行う協定の解除）、第 50 条（予測トラヒック又は回線数の通知）、第 52 条（協定事業者の切分責任）、第 53 条の 2（第三者への債権譲渡等）、第 55 条（相互接続通信の切断）、第 59 条（接続の一時中断）、第 60 条（接続の停止）、第 61 条（接続の中止）、第 61 条の 2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第 73 条の 2（期限の利益喪失）、第 78 条（割増金）、第 79 条（延滞利息）、第 87 条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第 88 条（免責）及び第 100 条（承諾の限界）に規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第 9 条（当社の接続対象地域）に「事業法第 9 条又は第 13 条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域」とあるのは「事業法第 16 条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第 13 条（事前調査の回答）第 3 項の規定に準じて取り扱うこととします。

(IP 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第 102 条 接続申込者が、第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続の申込みと併せて IP 通信網県間区間伝送路の接続を申込みする場合（IPoE 方式で接続を行う場合及び IP 電話の提供の用に供する場合を除きます。以下この条において同じとします。）において、IP 通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第 11 条（事前調査の申込み）、第 12 条（事前調査の受付及び順番）、第 13 条（事前調査の回答）、第 21 条（接続申込み）、第 22 条（接続申込みの承諾）、第 38 条（標準的接続期間）、第 40 条（協定の単位）から第 46 条（協定の消滅）及び第 99 条の 8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）第 1 項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、IP 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第 5 条第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第 21 条第 1 項及び第 3 項に規定する期限を、IP 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後 1 ヶ月以内とします。

3 削除

(中間配線盤における接続に係る手続き等)

第 103 条 接続申込者は当社の中間配線盤において接続しようとするときは、当社に対し、別表 3

(様式)様式第 31 の中間配線盤利用申込書により、中間配線盤の利用の申込み(接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、中間配線盤利用申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

- 2 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者に対し別表3(様式)様式第 32 の中間配線盤利用承諾書により中間配線盤の利用の申込みを承諾します。この場合において、当社は中間配線盤利用承諾書と併せて中間配線盤の設置場所、提供するポートの位置及び数並びに提供可能時期を別表3(様式)様式第 33 の中間配線盤の提供内容通知により通知するものとし、当社はその内容に従って非現用ポートを保留します。
- 3 前項の規定にかかわらず、中間配線盤の設置又は改修が必要な場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。
- 4 協定事業者は、中間配線盤利用機能の利用について、料金表第5表第2(中間配線盤に係るもの)2(料金額)に規定する料金額の支払いを要します。この場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第1項第1号、第3項及び第5項の規定を準用し、同条第1項第1号中「当該機能の利用を開始した期日」については「第103条(中間配線盤における接続に係る手続き等)に規定する中間配線盤の提供内容通知で通知した提供可能時期」と読み替えるものとし、ます。